HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	資本主義ロシヤにおける賃金
Author(s)	荒又, 重雄
Citation	北海道大學　經濟學研究, 13(2), 72-161
Issue Date	1963
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/31109
Type	departmental bulletin paper
File Information	13(2)_P72-161.pdf

Hokkaido University Collection of Scholarly and Academic Papers : HUSCAP

資本主義ロシヤにおける賃金

荒　又　重　雄

はしがき

いわゆる貧困化理論は，具体的に労働者階級の物質的状態を分析するさいに役立つものでなくては，現実的意義をもっているものとはいえない。ユルゲン・クチンスキーは，ドイツ，アメリカ，イギリス，フランスなどの労働者階級の状態について尨大な研究をまとめたのちに，彼の研究に未だとり上げられていない諸国の労働者階級の状態についても，同様な研究が蓄積されてゆかなくてはいけないことを指摘している。資本主義が世界資本主義として発展している以上，労働者階級の状態もそれに照応して世界的な視野でとられなくてはならないことを考えるならば，なおさらのことクチンスキーの指示はまじめにとり上げられなくてはならない。

ロシヤの資本主義と日本の資本主義が，世界資本主義の体系の中で，かってやや近似した地位を占めていたこと，かつ，その二つがその後きわめて異なった道を歩むにいたったこと，このことはつとに言いふるされてきた。しかし，わが国の労働者階級の状態の特殊性を理論的に正しく把握するために，ふりかえって革命前ロシヤの労働者状態を調査するという作業は，いまだほとんど手をつけられたことがなかったもののように思われる。通常，貧困化理論は，純粋な資本主義社会を前提し，その中で資本蓄積が進行していく過程を想定して概念構成されている。しかし，現実の資本主義社会は，農奴制の残滓を多かれ少なかれ身にまといながら発展している。その点の理論的吟味なしには，西欧，北米の範囲をこえた労働者階級状態史研究は進みえない。半封建を云々される日本の労働者状態史研究のためには，農奴制の残滓を云々されたロシヤの労働者状態史の研究が，恐らく何らかの寄与をなしうるであろう。

「資本主義ロシヤにおける賃金」と題する本稿は，ロシヤ労働者階級状態

史研究のための基礎作業の一部である。われわれの研究のために必要な資料は，一部は日本において革命前ロシヤの文献が入手しずらいという事情から，一部は当のソヴェト・ロシヤにおいて諸史料が各地の国立史料保管局の中にあってソヴェトの研究者によって充分使いこなされていないという事情から，非常に不足している。それ故，われわれは，ソヴェトの研究者によって編集された史料集や，ソヴェトの研究者の労作の中から，労働者状態史研究のための資料となる重要な歴史的事実を蒐集しかつ整理することからはじめざるを得ない。この観点から，これまでも，「資本主義ロシヤにおける年少労働」（「北大経済学」第２号），「資本主義ロシヤにおけるストライキの消長と労働者の要求」（「北大経済学」第３号），と作業を進めてきた。今回は，以下，(1)賃金水準と生計費，(2)賃金水準の変動(3)，賃金格差，(4)賃金形態，(5)相対賃金，の順で資本主義ロシヤにおける賃金の実状を紹介することにしよう。

ところで，今日の日本におけるロシヤ史研究の中で，「ロシヤ資本主義とロシヤの封建遺制との統一的把握」，「三圃制とレールの存在倫」が問題とされ，その点から「雇役制的労働報酬体系」なるもの，すなわち，農村の半プロレタリアートの賃金と本来的プロレタリアートの賃金との構造的連関が注目をあびている。小稿の範囲よりみて，筆者は，ロシヤの賃金が半封建的な農村における賃金の支配的な影響下にあったこと，および，ロシヤの賃金の大巾な改善のためには半封建的農村の民主的改造が不可欠の条件をなしたことがほぼ明らかであると考えている。詳細な研究はのちの課題とするとしても，小稿が日本のロシヤ史研究に多少の寄与をなしうることを期待する。

（1）　賃金水準と生計費

1900年２月，ときの大蔵大臣エス・ユ・ヴイッテはニコライ２世にあてた書簡の中で「低い賃金は，ロシヤの事業欲にとって，ロシヤの自然の豊かさを補なう天与の贈物であります」とかいている。1912年にヴェ・イ・レーニンは，1908年におけるロシヤの工場労働者の平均月賃金を計算して20.5ルー

ブルであるとし，乞食的水準であるといった。[1] ロシヤの賃金の種々な側面の検討を行なうためには，まず第一に，労働力の価値と労働力の価格との量的関係がどの程度のものであったか見当をつけることが必要である。それ故，賃金水準と生計費を検討することからはじめよう。本題に入る前に，若干の国際比較を行なってみよう。

欧米諸国の賃金のなかでロシヤの賃金の占める位置は，エム・マルホールによれば第1表のごとくであった。この表は，ロシヤの賃金が国際的にみて極めて低位のものであったことを示すに充分である。イタリーがロシヤより更に低位となっているが，気候のちがいからくる生計費の差を考慮に入れるならば，両者の差はいちだんとせばまるはずである。もっともこの表は1880年以降の変化に触れていない。その点について若干補足してみよう。第2表は，イギリス，ドイツおよびロシヤにおける1880年以後の賃金水準の変動を示している。（第1表はイギリスの通貨で測ってあるが，第2表は実質賃金指数である。）これによって，ロシヤの賃金の相対的地位は，1880年以降1900年前後までほとんどかわらなかったと推測しうるであろう。

第 1 表　19世紀における各国の日賃金（ペンス）

	1835	1865	1880
合衆国	42	74	66
イングランド	20	26	30
スコットランド	16	25	28
フランス	15	20	25
オーストリヤ	10	16	20
ベルギー	9	18	20
オランダ	9	15	20
ドイツ	8	16	18
アイルランド	8	14	18
スペイン・ポルトガル	8	10	16
スカンジナヴィア	8	—	14
ロシヤ	6	12	12
イタリー	4	8	10

M. Mulhall, Dictionary of Statistics, 4th ed. P. 579. 吉村正晴，「貿易問題」83頁より

第 2 表　各国の実質日賃金指数の変動

	1880	1890	1900
イギリス	100.0	124.2	136.5
プロシヤ	100.0*	118.6	152.7
南ドイツ	100.0	105.3	113.2
ロシヤA	100.0	119.6	107.8
ロシヤB	100.0	120.5	134.1

* 1875年のもの

イギリスはG. D. H. Cole, A Short History of the British Working Class Movement, Vol. II. プロシヤ，南ドイツはCarl von Tyszka, Löhne und Lebenskosten in Westeuropa im 19. Jahrhundert. ともに森耕二郎「社会政策要論」所載の数字を加工したもの，ロシヤAはセント・ペテルスブルグの建設労働者の賃金指数，ロシヤBコロメンスキー機械製作工場の賃金指数，ともにエス・ゲストルーミリン，「ロシヤ経済史概説」所載の数字を加工したもの。

第3表は，ル・プレーのあつめた労働者の個別的家計例である。この資料は，家計研究の先駆的業績としていみのあるものであって，ロシヤ労働者の家計と他のヨーロッパ諸国の家計を比較するに充分なものではない。ここでは，第1・2表を補足するいみで，まったく副次的なものとして利用されうるのみである。さしあたり，ロシヤ・ウラルの労働者の生活において，飲食物費という基本的支出が少く，租税公課にあたる部分が多く，本業労賃の少なさを，副業労賃と現物経済によって補充する割合の高いことを読みとるまでにしておこう。

標題に示した，賃金水準と生計費の関係についての資料の検討にうつろう。1858年の「オデッサ報知」（オデッスキー・ヴェストニク）に N.S.氏よる「オデッサにおける労働者の家計」と題する論文がある。資本主義ロシアといえば，一応1861年より1917年までの間を指すが，オデッサは南ロシヤの大商業港であり，早くより近代的な港湾労働者の発生したところと考えられるので，とり上げるに値すると思われる。N.S.氏はこの論文の中で，労働者家族の最低生活費を年に 277 ルーブリと算定した。一方当時の労働者の平均賃金を氏は 196ルーブリ 30カペイクと算定した。労働者の平均賃金は

第 3 表　ヨーロッパ労働者の家計例（ル・プレー1855年の書にあつめられたものから）

	（家族）					支出家計（フラン）								収入家計（フラン）				
	20才以上 男	20才以上 女	14～20才	14才以下	計	飲食物	被服	住居	光熱	教育	公的保安	保健衛生	計	動産不動産よりの賃料	補給	本業労賃	副業労賃	計
ウラル製鉄所の鍛冶工及炭焼人	1	1	2	4	8	535	261	113	43	14	136	28	1,130	83	106	652	324	1,167
ウラル砂金鉱の大工	1	1	1	3	6	392	179	63	41	11	44	28	758	76	117	306	317	816
デネモーア（スウエーデン）製鉄所の鍛冶工	1	1	—	8	10	935	179	60	40	12	—	39	1,264	20	152	769	324	1,264
ウイーン指物師組合の職人	1	1	1	4	7	646	112	158	63	20	1	19	1,018	8	71	812	127	1,018
フンズリュックの木炭製鉄所の熔鉱工	1	1	2	1	5	662	282	67	88	6	84	18	1,206	129	56	925	238	1,349
ゾリンゲンの武器鍛冶工	2	1	2	1	6	1,504	461	163	94	12	36	16	2,285	18	3	1,802	519	2,341
シエフィールドの刃物鍛冶工	1	1	—	4	6	879	287	184	84	28	10	62	1,533	7	44	1,117	416	1,585
シエフィールドの指物師	1	1	—	1	3	913	313	188	97	32	29	75	1,646	49	5	1,483	325	1,862
ダアビイシヤのコークス製鉄所の熔鉱工	1	1	—	4	6	1,510	208	139	91	26	17	19	2,009	4	24	1,824	157	2,009
ニヴエルネの木炭製鉄所の熔鉱工	1	1	—	3	5	501	220	48	29	16	8	15	836	13	88	742	41	884

エンゲル，「ベルギー労働者家族の生活費」，森戸辰男訳より。数字は簡約化してある。補給とは，「主として，例えば家族の参加するところの路上肥料拾集，落穂飼料刈取，公有放牧地用益等のごときものとある。事例は，ロシヤの例と職種の類似しているもののみをとった。

労働者家族の最低生活費の71%を満たすにすぎない。当然のこととして，一家総働きの形態，あるいは家族をもてないでいる形態，ないしは家族離散の形態があらわれているたことになるが，その規模は不明である。もっとも，この当時の労働者の大半が出稼労働者であったここは考慮しておかなくてはならぬ。N.S.氏は，労働者の家計と富裕階級の代表者の家計を比較して，労働者の家計においては食物への支出が73%をしめるに対して，富裕階級のそれにあっては30%をしめるにすぎないと指摘している。また，労働者の家計にあっては，年に12ルーブリ48カペイクのウオッカへの支出がみられ，労働生活状態の苦しさを示している，としている。[2)]

当時の全ロシヤの状態を，オデッサの例によっておしはかることはとうていできない。1850年代におけるペテルブルグーモスクワ鉄道工事現場の資料によると次のような光景がえられる。労働者は一シーズンすなわち半年間働いて17ルーブリ50カペイク～35ルーブリをうけとった。食費は1日10カペイクほどであったとあるから月3ルーブリ，半年間で18ルーブリが現物支給されたことになる。かりに1日15カペイクとしても半年27ルーブリである。したがってもっとも高くみつもって，賃金は半年間に62ルーブリ，年賃金は1年間びっしり働いたとして計算しても124ルーブリである。もっとも少なく見積ると年51ルーブリということになる。さて，この工事現場の労働者は，病気になると，1日に食事代15カペイク，医薬品5カペイクづつ賃金から控除された。労働者は足がたたなくなるまで働きに出ざるを得なかった。6ケ月働いて得た35ルーブリから，雨の日の食費控除，パスポート代金，往復旅費，2足の長靴と半オーバーと手袋と下着（自由価格で購入したとして）および税金，しめて16ルーブリ23カペイクさし引くと，手もとにのこるのは18ルーブリ77カペイクにすぎなかった。もし半年の賃金が17ルーブリ50カペイクなら，のこりは2ルーブリに満たないことになる。しかも，この例は，労働者が病気をせずにノルマを果し，品物をやすく買えたときのことである。長靴や半オーバーは，現場でかうと市場価格の2倍とられた。労働者の中には，かえって借金をせおって，帰村後警務長官の監督下に入るものさえ

あった。[3]

1880年代の恐慌は，ロシヤ工業の中心であったモスクワ地方の繊維産業に大きな打撃を与えたが，その中でうけた労働者階級の犠牲に関連して，カ・エス・ヴァシレンコの研究は次のようにのべている。多くのモスクワの工場では，賃金は男で10～12ルーブリ(すなわち年にすると120～144ルーブリ)女で6～8ルーブリ（すなわち年にすると72～96ルーブリ）を超えなかった。多く労働者はまともな家には住めなかった。20平方メートルの部屋が家具がつかないで1ケ月に15～16ルーブリもしたし，地下の部屋でも1ケ月，12ルーブリ50カペイクもした。家賃は最高給労働者でも家計の半分を占めてしまうほどのものであった。したがつて労働者は，工場に附属した部屋か，あるいは工場そのものの片隅でハンモックでねた。調査によると50工場のうち2工場しか「寝室」用の別部屋の設備をもたなかったから，大多数は仕事場でねたことになる。[4] ストルミリンによるペテルブルグの物価指数をもとにして考えてみると，物価は1854—1856年から1886—1888年までに142.3%になっている。それによって1856年のN.S.氏の算定した最低生活費の数字を修正してみると，394ルーブリとなる。男子の年賃金を144ルーブリとしてみると，それは最低生活費の36.5%を占めるにすぎないことになる。オデッサとモスクワとペテルブルグとでは相当の地理的隔りがある故，大凡の見当しかつけられないが，1880年代の労働者生活の相対的悪化をある程度明らかにしている。

衛生医師，エム・イ・ポクロフスカヤの報告しているところによれば，1890年代のセント・ペテルブルグにおける労働者の生活は次のごとくであった。労働者の食事はわるく，大部分の労働者は日に2度しか食事をしなかった。多くの労働者は，あたたかい食事をとることができず，汁物なしで食事をすました。多くの女子労働者のかたるところによると，彼女らの食事は日に2度で，そのうちあたかいものをとるのは，日に1度昼休みに家に帰ったときか，あるいは安い食堂でたべるときだけであった。そんな半飢餓状態でも月に8ルーブリの食費がかかった。彼女らのあるものは，私は日に1度，

汁物なしの食事をとる，私の賃金は8ルーブリで，そのなかから3ルーブリは石炭購入に向けなくてはならない，と語った。また他のものは，私は日に1度，あたためただけの食事をとる，賃金は日に45カペイクなので，それ以上の食費は出せないと語った。女子労働者の食事に肉があらわれるは極めてまれなことであり，ほとんどがじゃがいもとスープであった。平均賃金が14ルーブリとあれば，これ以外でありようがない，とポクロフスカヤは指摘している。[5]

ペテルブルグの物価指数は1856年から1898年にかけて，157.5%になっている。この指数を1856年のN．S．氏による最低生活費に乗じてみると436ルーブリという数値がえられる。いま女子労働者の平均賃金14ルーブリを，日2度の食費に8ルーブリ，石炭に3ルーブリ支出する単身者の肉体的最低限としてみると，これは年にして168ルーブリとなる。436ルーブリは，この単身者の飢餓的消費単位の2・6倍にあたり，労働者の家族構成を考えに入れた最低生活費としてみたとき，決して余裕のあるものでないことは明らかといえよう。ところで1890年代末に，ペテルブルグの労働者の中でもっとも高賃金層であった金属産業労働者の平均年賃金は407ルーブリ50カペイクであって[6] この436ルーブリという水準にも到達していなかった。しかも，この最低生活費には，まともな住居費は算入されていなかったものとみておかなくてはならないのである。

労働者の都市への集中に伴なって家賃の騰貴が起り，その上昇率は他の物価水準のそれをはるかにしのぐのが通例であるが，ペテルブルグでも，市の中心部では継続的に家賃が上がっている。スパスカーヤ区では，1860年代に2部屋の住居（クヴァルチーラ）が1ケ月9～15ルーブリの家賃であったのに1890年代には，同様の住居が外庭も便所もなくて1ケ月25～36ルーブリとなっていた。年間にすると300～432ルーブリということになるから，金属産業労働者の賃金全額を支出しても足りないくらいである[7]。家賃はもちろん地区によって差があった。1880年代の資料についてみると，アドミラールテェイスカヤ区では1部屋に年130～300ルーブリ必要であった。カザンスカヤ

区，リティナヤ区では102～217ルーブリ，スパスカーヤ区では90～266ルーブリ必要であった。市の中心部から遠い地区では若干やすく，ナルヴスカヤ区では65～144ルーブリ，アレクサンドロ・ネフスカヤ区では60～150ルーブリであった[8]。しかし，若干安いとはいっても，これは年賃金の半分に達する額である。労働者は数部屋の住居についてはもちろんのこと，個室の部屋代についてすら空想することもできない状態であった。

労働者が現実に住んでいたのは次のようなところである。まず，石工，大工，塗装工などの建設労働者は，飯場（アルテリ）労働者であることが多く，しばしば郊外の古い建物に40人以上もで共同生活していた。次に工場寄宿舎がある。カリンキスキー・ビール工場の例では，三階建の家に，各室60人づつ入れられていた。ヴイボルグ地区にあったケニッヒ砂糖工場でも，全労働者が工場寄宿舎に住んでいたが，1896—97年について算定されたところによると，一人当り0.5平方サージェン（約タタミ1畳）の広さのこの「住居」を市内で借りるとすれば賃金の21%は支払わなくてはならなかったところである。衛生医師ポクロフスカヤの研究によると，ヴィボルグ地区に住んでいる労働者の賃金は月30ルーブリ（年に360ルーブリ）以下で，住居のために賃金の22.5%を支出していた。賃借人はダブルベット一つに月4ルーブリ50カペイク支払っていた。しばしば1台のベットを3人で借りることがあり，その場合には，1人月に2ルーブリづつ支払っていた。一つの部屋を仕切って使うことが広くおこなわれていた(ウグロヴァヤ・クヴァルチーラ)。こうした仕切り貸間や物置場（カモルカ）の賃借人は月に6～12ルーブリ支払わなくてはならなかった。そこでは，各ベットが，うすい，天井までとどいていない1～1½アルシン（70～100cm）の仕切りで区切られているのみであった。さらに，そうした小房も借りられないものは，釣床（コイカ）を借り，場合によっては2人で1つの釣床を借りてくらしていたのである[9]。

1905年に公刊された，「工場立法と労働衛生報知」第1号に，労働者家計の最低支出額についての計算結果が公表されている。それによると，労働者の最低生活費は，労働者本人の衣食費に12ルーブリ33カペイク，妻に9ルー

ブリ24カペイク，2人の子供に9ルーブリ24カペイク，全体で30ルーブリ81カペイクになるという[10]。労働者本人の衣食費は，さきの女子労働者の平均賃金とほぼ附合していることが注目される。ここには住居費は入っておらず，家族をもつ労働者の場合それは家計の¼を占めていたとある。それも先ほどのポクロフスカヤの研究とほぼ一致するので，住居費を見込んでみると，全体で41ルーブリ8カペイクとなる。これは1ケ月の数字であるから，年額にすると493ルーブリという数字が出てくる。ペテルブルグの物価指数は1856年を100とすると1905年には163.4となっている。それを1856年のN.S.氏の数字に乗ずると，453ルーブリとなる。住居費の高騰を考慮に入れると，両者はほぼ附合するものとみてよい。一方，工場監督官調査による1905年の全ロシヤでの年平均賃金は205ルーブリであった。もっともこの年はストライキによる賃金損失額が大きいので，前年の1904年をとるとしても213ルーブリである。これでは453ルーブリに対して47.0%，493ルーブリに対して43.2%を占めるにすぎない。もちろん金属労働者たちにおいては，賃金水準は平均を大きく上まわっていたが，前述の90年代末の例からしてあきらかなとおり，この最低支出額を完全に満すに足るものではなかった。

1912年，ハリコフで公刊されたア・エヌ・オパッキーの「ハリコフ県における工場工業と労働者の状態」の中に，次の表（第4表）が紹介されている。これは実際の家計支出の数字であって，必要最低支出額をかなり下まわっている。「工場立法と労働衛生報知」の数字を第4表と比較できるように，子供を1人減らした3人家族のものに修正してみる，1ケ月衣食費26ル

第4表　熟練労働者（3人家族）の平均家計支出（ルーブリ）—ハリコフ県

	住居費	食費	衣服費	燃料費	照明費	家具寝具費	衛生費	医療費	計
1900	20	120	26.38	14.74	5.28	8.49	4.50	2.00	211.39
1911	42	150	31.66	23.00	5.60	10.19	5.40	2.00	269.85

ア・ア・ネストレンコ，「19世紀末から20世紀初頭にかけてのウクライナの工業と労働者階級の状態史概説」，254頁より。

ーブリ19カペイク，年に314ルーブリとなる。したがって，1900—1911年のハリコフ県の熟練労働者は，衣食費を最低支出基準の半分に切りつめて生活していたことになる。また住居費支出状態は，工場寄宿舎があったか，あるいは工場村で家賃がやすかったか，いずれかでなければ説明つかないほどのものである。この程度の家計でさえ，1人の労働でこれを支えられたとしたら幸せなことであった。紹介者ア・ア・ネストレンコは，1911年ハリコフ県における工場労働者の年平均賃金が196ルーブリにすぎなかったことを指摘している。

ゲ・ナウモフの「キエフ市の労働者の家計」によると，キエフ博覧会の経済・手工業部門は，1912年におけるキエフ労働者の家計を明らかにする目的で特別アンケートを行なった。その結果は次のとおりであった。アンケートの対象者は熟練手工業者と工場労働者のみで，大小さまざまの労働者家計が全部で572例あつまった。その構成をみると，金属工——180人，指物工——21人，靴工——175人，製本工——1人，宝石工90人，塗装工——1人，暖炉工——54人，靴下編女工——2人，仕立屋——31人，お針女——3人，煙草巻き女工——5人，その他——9人，である。あつめられたデーターによると，572人のうち268人，すなわち46.6%のものが，期間の長短の差はあるが，1年のうち一定期間失職していた。生活の不安定から，家庭をもっているものの割合がひくかった。572人のうち，家族もちは288人，すなわち50.3%であった。月に38ルーブリ（年に456ルーブリ）以下しか収入のない労働者についてみると，35才から50才までのもののうち21.1%が独身であり，50才以上のもののうち45.4%は独身であった。月に60ルーブリ（年に720ルーブリ）以上とっているグループについてみると，35才以上で家族をもっていないものはなかった。質問に答えた労働者の平均年賃金は492ルーブリ73カペイクで，キエフ県の平均賃金158ルーブリ29カペイクとくらべると3倍にあたるほどのものであったが，それでも，400ルーブリ以下のものは多くの場合赤字家計であったし，不正常な環境のもとにくらしていた。アンケートに答えたもののうち17.3%は自分の部屋（クヴァルチーラ）をもた

ず，雇主のもとで，仕事台の下にちぢこまって暮していた。79.6%が部屋借りで，3.1%のみが持家であった。独身労働者の2/5は仕切り貸間でくらしており，6%のものは釣床をもつているのみであった。部屋代は賃金の高いもので家計支出の15%を占め，賃金のひくいものでは家計支出の22～23%をしめた。大部分の労働者の食事内容は，キャベツ，じゃがいも，ひき割り，ライ麦のパンであり，食費，衣服費および部屋代を合すると，独身者では家計の76%，家族もちで家計の85%を占めることになった[11]。ペテルブルグの物価指数は1856年を100とすると1912年には196.2に達しており，N.S.氏の算定した277ルーブリは今や543ルーブリということになる。このアンケート結果では，一応まともな生活は年720ルーブリ以上，年400ルーブル以下は家計も赤字になり不正常な生活になるという。この二つの指標のあいだにはかなりの巾があるが，543ルーブリはその丁度中間に位している。

最後に，ア・エリ・ツケールニクが1913年の南部労働者の家計支出について算定したところをみよう。ツケールニクはまず1907～1912年に行なわれたロシヤ工場労働者の年家計調査から，平均労働者家族の構成は4人であること，および，家族員1人あたりの食費は単身者の食費の60%であることを二つの指標としてとり上げる。次に，1913年のドネッコ・ユリエフスキー冶金工場労働者のアルテリ家計（単身労働者があつまって共同生活をした寮の如きものの収支）から，単身労働者の食費を1ケ月15ルーブリと算出した。そしてそこから，労働者家族員の1人当り食費を1ケ月9ルーブリ，1家族で36ルーブリとする。つづいて，先の年家計調査から，全支出にしめる食費のわりあい家族もちで50%，単身者で40%を第三の指標とし，必要生活費を1家族で72ルーブリ単身者で37ルーブリと算定した[12]。この金額は年にすると864ルーブリおよび444ルーブリとなる。それに対して，冶金工業労働者の賃金は月40ルーブリ，年480ルーブリを起えることが少く，不熟練労働者では月25～30ルーブリ，年に300～360ルーブリであった。ここでも，賃金は必要額の半分であったことになる。もっとも，ここでは，算定の基礎がアルテリの食費となっていること，および，政府による家計統計における食費の割

合が係数としてとられていることから，必要最低支出額が他の例よりも高くあらわれているであろうことに注意しなくてはならない。なぜならば，単身者のアルテリにおける生活はどうしても半ルンペン化した無駄の多いものとならざるを得ないし，政府による家計統計は，とりわけ安定した生活を営なむ労働者家計しか反映しえないであろうからである。

これまでに検討された諸資料から，少くとも次の結論を出すことは可能であろう。すなわち，資本主義ロシヤにおいて，賃金水準は一貫して労働力のまともな再生産に必要な水準に達しなかった。わずかにロシヤ労働者階級の中の最高給部分が，かろうじてその水準に近ずいていたにとどまる。ロシヤ労働者階級の主力軍は，半ばルンペン化した極貧層と同等生活を強いられていた。

端的な事実を附記しよう。エル・グリゴリエフが1878年～1881年にネフスキー製鉄および船舶，機関車建造工場について調査した結果，以下の事実がわかった。4分の3の労働者は日に60～80カペイクで働いていた。賃金の中から罰金や売店（ラーフカ）への支払分が控除され，その額は賃金の，1878年に19.75%，1879年に23%，1880年に31%，1881年に37.34%を占めた。労働者の6%以上は，控除額が多くて全然現金をうけとれなかった。30.8%の労働者は10ルーブリ以下しか現金をうけとらず，15%の労働者は10～15ルーブルしかうけとらなかった。つまり，労働者の半分以上が手どり15ルーブリ以下であった[13]。ペテルブルグの金属労働者でも，このように家計の赤字が累積していたということである。

ベルンシュタイン・コーガンが1897年のペテルブルグの労働者について算定したところによると，労働者の中で妻帯して家族とともに住んでいるものの割合は，印刷労働者で38.2%，金属労働者で凡そ30%であった。それでも，これらの部門はもっとも発展した部分であって，駅馬車屋にいたっては妻帯して家族とともに住んでいるものは0.4%あるにすぎなかった。食品工業では妻帯者の96%が家族と別居していたし，酒造およびビール醸造業では，妻帯した労働者の93.8%が家族と別居しているしまつであった[14]。もっ

とも発展した労働者をたくさんもったペテルブルグおいてさえこれであったのである。いうまでもなく，中世的農民経済にあっては，家族は生産力の単位としての結合労働力でもあり，また労働力再生産の単位でもあった。資本主義は生産力の単位を資本主義的経営にうつし，中世的農民経済を破壊する。その中で，労働者の多くが所帯をもてなくなり，あるいは家族とともに暮せなくなることは，すなわち労働力の正常な再生産ができなくなっていることをいみする。農民経営の形骸の存続が家族を農村へしばりつけた面ももとより無視しえないが，同時に，都市，工場の資本主義的賃金が家族をも引き寄せうる力をもっていなかった面も読みとられなくてはなるまい。

（2） 賃金水準の変動

資本主義ロシヤの賃金水準の変動を長期的にあとづけた資料は少ない。もっとも長期にわたっているものは，第5表に示したペテルブルグの建設労働者の日賃金である。名目賃金は非常におそいテンポではあるが60年間にわたって漸増の傾向を示している。1880年代から1ルーブリを超えはじめ，1890年代には1ルーブリ20カペイクを，1900年代には1ルーブリ40カペイクを超える傾向がみられる。とはいえ，生計費指数を考慮に入れた実質賃金指数をみるならば，まったく様相がちがっている。実質賃金は1861年の農民改革の時期にピークに達し，そのあと一度もこの水準は超えられていない。1860年前後のピークを基準にすると，1860年代末から1880年代にかけて，実質賃金は70％代を停迷し，1890年代に入って90％代に入ってきたとはいえ，1913年にほぼかってのピークにおいつくまでに実に50年を要しているのである。かくて，さしあたり第5表に示されたデータからいえることは，ロシヤの賃金が資本主義時代を通じて全体として停滞的であった，ということである。

ロシヤにおける賃金水準の変動をもっとも広汎な資料にもとづいて示しているのは，工場監督官報告書にあつめられた数字である。

1886年のロシヤ工場法は，工場で労働者に課する罰金の最高限度を1月の給料の3分の1までと定めたのであるが，その法を実施するために，工場監

第 5 表 ペテルブルグの建設労働者の日賃金（銀 コペイカ）

年	日 賃 金	実質賃金指数 1913＝100	年	日 賃 金	実質賃金指数 1913＝100
1853	82.5	93.3	1884	102.8	70.7
1854	82.8	91.8	1885	102.0	72.3
1855	70.7	78.0	1886	85.3	63.1
1856	76.0	80.9	1887	92.6	72.9
1857	71.4	73.0	1888	106.3	82.3
1858	63.0	66.6	1889	116.7	87.6
1859	87.0	92.6	1890	117.3	91.6
1860	114.2	118.7	1891	119.3	88.4
1861	114.0	113.6	1892	120.6	85.4
1862	81.1	77.3	1893	120.4	84.9
1863	90.5	87.5	1894	119.1	86.9
1864	87.5	86.8	1895	120.0	87.2
1865	85.1	81.3	1896	123.3	89.4
1866	80.8	76.0	1897	120.5	87.1
1867	88.3	80.5	1898	136.7	92.4
1868	83.8	72.0	1899	143.3	95.2
1869	94.5	77.4	1900	122.0	82.6
1870	97.6	79.1	1901	137.3	91.5
1871	81.6	65.0	1902	140.1	91.9
1872	83.3	64.1	1903	140.5	91.6
1873	87.2	68.1	1904	137.3	90.4
1874	95.3	72.1	1905	143.6	93.5
1875	98.7	74.6	1906	143.6	91.4
1876	102.2	75.1	1907	150.5	92.1
1877	96.0	70.4	1908	142.8	83.6
1878	94.1	67.8	1909	150.0	87.4
1879	97.2	67.4	1910	141.6	83.8
1880	114.0	76.6	1911	169.2	97.8
1881	112.2	71.3	1912	174.9	94.9
1882	130.3	85.2	1913	189.8	100.0
1883	111.0	72.8			

ストルミリン「ロシヤ経済史概況」107頁より。

第 6 表　ロシヤ労働者の平均年賃金の変動（ルーブリ）

	A	B	C	Aによる実質賃金指数 1913＝100
1897	187.0	—	—	72.2
1900	187.3	—	—	76.0
1901	196.0	201	—	77.9
1902	196.5	202	—	79.0
1903	203.5	208	—	77.8
1904	207.7	213	—	80.1
1905	199.0	205	—	84.6
1906	222.7	231	—	91.0
1907	233.1	241	257	102.7
1908	236.2	242	244	103.3
1909	228.5	236	238	98.6
1910	232.0	242	243	94.4
1911	241.5	—	251	94.6
1912	246.5	—	254	101.5
1913	257.2	—	263	100.0
1914	271.5	—	—	107.8

Aはストルミリン前掲書121頁より，Bはレーニン全集第18巻234頁より，Cはネストレンコ，前掲書，213頁および229頁より。

督官の監督下にあり，労働者に対する罰金制度を採用している工場全部について調査したものがそれである。第6表はすべて工場監督官報告書からとられた数値である。A項は，エス・ゲ・ストルーミリンによるものであり，旧ロシヤ帝国の領域からポーランドとフインランドとをとりのぞき，のこりの地域についてのみ算出したものである。B項とC項はともにロシヤ帝国の全版図に関するものであるらしく思われるが，現在たしかめられない。さて，ここにおける名目賃金水準の上昇をさきのペテルブルグの建設労働者のそれとくらべてみよう。ともに1900—1902年の3年間と，1911—1913年の3年間とを基準にして名目賃金水準の変化をみると，ペテルブルグの建設労働者にあっては133.4％となるのに対し，工場監督官報告における全ロシヤの年平均賃金は128.3％となっている。年平均賃金の方は労働年の長さがかわれば変化するはずのものであり，工場制度の発達とともに労働年は長くなる方向

にかわることが考えられる。しかし，ここでは工場労働者の名目賃金の方が上昇率がより少ないことになっている。第5表でみた賃金の長期変動傾向は，第6表のデータによって補強されたとみてよいであろう。

とはいえ，このことは決して，ロシヤの賃金水準がみるにあたいする変動を示さなかったということではない。次に，ロシヤの賃金水準の変動のうち重要なものであり，かつ時代的な特徴を示しているものについて観察してみよう。まず第一にみなくてはならないものとして，1861年の改革が賃金水準に及ぼした影響がある。農奴制の存在は賃労働と矛盾する。工場労働が完全な工場賦役として行なわれるときには，賃金などはありえない。賃労働が発生しかけた場合にも，農奴制の存在，経済外的強制の存在は，賃金水準に重大な影響を与えるものであることはいうまでもない。たとえば，ヤロスラフ県ガガーリン公領の農民は，領主工場の生産物をモスクワに運送する仕事を，自由雇傭であればプードあたり冬で30～35カペイク，夏で70カペイク～1ルーブリであるのに，25カペイクでやらなくてはならなかった。[15] 1861年の農民改革は，農民から土地を奪うとともに共同体的規制もかなり存続させるといった不徹底なものであったとはいえ，一応の身分的解放を与えたものである故に，賃金水準に影響しないわけにいかなかった。第7表は，改革前と改革後で，ウラルのブーチェロ・ローダリ鉄工場の賃金がどうかわったかを示している。それによると，なかにはユーゴ，カムスキーの半製品職場のように，ほとんど変動のなかった場所もあるとはいえ，圧倒的多数例は，4割から7割，10割の上昇を示しているのである。この上昇が，先の建設労働者の例にみるようにじきに再び下落したものであるのか，ある水準でとどまって全体としての賃金率に貢献したものであるのかは，もちろんこの資料の示すところではない。とはいえ，改革前後の時期が，賃金水準に比較的大きな動揺のあった時期であったことを確認するには足りよう。

1861年以後の賃金水準の変動について，やや詳細な資料を提供しているのは，エム・イ・ギリベルトの研究[16]である。その中に，ラブジン＝グリヤズノフ羊毛工場の例がある。第8表によってそれをみると，1860年から1880年

第 7 表　ブーチエロ・ローダリ鉄工場における改革前および1863年の賃金（日賃金，コペイカ）

	ルイシヴェンスキー			ビセルッキー		
	改革前 A	1863年 B	B/A×100	改革前 A	1863年 B	B/A×100
製鉄職場						
装入工	23	33	142.4	32	43	134.5
炉前職工	25	37	147.5	32	43	134.5
労務者	23	30	128.2	29	37	124.9
鉱滓運びり	7	15	215.8	8	22	260.0
鉱石割り	7	15	211.6	8	37	434.3
年少者	7	15	215.8	8	15	177.3
				ユーゴ・カムスキー		
半製品職場						
組長	55	63	115.1	50	50	100.0
職工	35	51	143.5	36	40	110.2
労務者	29	38	132.3	33	30	92.3
鍛冶職場（厚物）						
組長	42	50	120.2	—	—	—
職工	32	42	130.8	—	—	—
労務者	28	34	121.9	—	—	—
（線物）						
組長	45	49	108.8	—	—	—
職工	34	43	126.2	—	—	—
労務者	29	38	128.9	—	—	—
車輪用厚物鍛冶職場						
組長	32	44	138.5	39	50	128.7
職工	30	40	131.9	30	40	133.2
労務者	26	28	107.3	26	30	115.3
圧延職場（棒鋼）						
圧延工	34	51	152.4	25	40	163.3
年少者	7	13	187.5	9	13	144.2
圧延職場（車輪）						
圧延工	27	49	175.5	—	—	—
労務者	25	42	173.1	—	—	—
年少者	7	12	172.7	—	—	—
切断職場						
職工	26	46	173.6	25	45	183.7
労務者	23	31	135.5	23	30	129.3
年少者	—	—	—	9	13	144.2

「19世紀後半より20世紀初頭にかけてのウラルの労働者状態（資料集）」，466—468頁より作成。賃金額は現物支給分も含んでいる。A，B欄は数字を簡約化してあるが比率を算出する場合には原表によった。職種については，すべて筆者の仮訳である。мастер を組長，подмастерье を職工，работник を労務者，подросток を年少者と訳出してある。

第 8 表　ラブジン＝グリヤズノフ羊毛工場における織物プリント工の平均賃金

	織物プリント工人数 (A)	うち1年をつうじて働いている人数 (B)	B/A×100	平均名目年賃金（ルーブリ）
1860／61	157	64	40.8	200.4
1861／62	206	89	42.6	204.2
1867／68	356	240	67.4	207.0
1873／74	235	176	74.9	218.7
1877／78	375	183	48.8	193.8
1880／81	242	151	62.4	189.6
1881／82	261	173	66.3	217.6
1890／91	256	213	82.8	249.5
1896／97	498	398	79.9	281.9

エム・イ・ギリベルト，「19世紀末における労働者の賃金変動」，パンクラートワ記念論文集より。なお，第3項は筆者算出。

代のはじめにいたるまで，賃金水準は下がりはしないまでも停滞している。1873/74年に若干の上昇がみられるとはいっても，定着労働者の比率がいちぢるしく増大している点を考慮に入れると，若干のマイナスとみなくてはならない。ということは，実質賃金についてみればあきらかに低下しているということである。ギリベルトは1873年までの実質賃金低下を5％とみつもっている。農民改革の不徹底さからくる相対的過剰人口の大量発生，さらにそれに産業革命の進行による相対的過剰人口の発生がつけくわわった当時の条件を考えるならば，1860年から1880年にかけての賃金水準の停滞は，かなり普遍的な性格をもったものと想定できる。

ラブジン＝グリヤズノフ工場においても，1890年代に入ると名目賃金の上昇がみられる。工場の拡大，労働者人口の増加と定着労働者の割合の増大，それにともなう労働者の抵抗の増大などの要因が作用して，19世紀末に近づくにしたがって名目賃金上昇の傾向があらわれてくることは，他の多くの例にもみられるところである。同じくギリベルトの研究によると，マリユーチン綿紡績工場では，1861年から1880年までに，紡績工の平均月賃金は5ルーブリ8カペイクから9ルーブリ43カペイクになっており，コンシン更紗捺染

マニュファクチュアでは，漂白，染色職場の労働者の平均名目日賃金歩合（スターヴカ）が，1870/71年に20カペイク，1875/76年に26カペイク，1885/86年には36カペイクであった。（もっともここでは現物支給が減少したことについて数字に充分反映されていない）。さらに同職場では1895/96年には38カペイク，1899年10月には39カペイクとなった。シチエルバーコフ羊毛工場では食費こみの平均名目月賃金は，1874/75年に7ルーブリ64カペイク，1879/80年に8ルーブリ37カペイク，1884/85年に8ルーブリ36カペイク，1889/90年に9ルーブリとなっている。

いずれかの程度で名目賃金が上昇していったことは一般にいえるとしても，いつ，どの程度にそれが行なわれたかに関して，ロシヤの賃金の中に大きな相違があったであろうことは想像にかたくない。その点に若干の照明を与えるために，第9表を構成してみた。官営企業である鉄道と，金属工業と繊維工業が一つずつとり上げられたことになっている。鉄道も，コロメンスキー工場も，エミール・ツインデリ工場も，ともに急速に労働者数を拡大した部門に入る。鉄道従業員数は1909—1911年に若干停滞したのみで，1884年から1913年までに21万4,800人から81万5,500人へ，379.7%に増大しているし，コロメンスキー工場では，1880年代にやや停滞しているが，1878年から1901年までに3,128人から7,460人へ238.5%に増大し，エミール・ツインデリ工場では，1886—1889年に若干停滞しているが，1880年から1900年までに1,193人から2,500人へ，209.6%に増大している。さて，三者の中でもっとも早く賃金水準の上昇のはじまっているのはコロメンスキー工場である。1894年ころより実質賃金の上昇がはじまり，1901年には，名目年賃金が鉄道従業員の水準にほぼおいつきかけていることも注目にあたいする。鉄道は官営企業であったし，交通省の統計を加工してつくられたこの数字は，高給官僚の給与をも含んでいるものだからである。エミール・ツインデリ工場の賃金上昇がはじまるのは4年ほどおくれた1898年である。やはりこの工場にも当時の情勢の影響をうけてストライキが発生し，それが賃金水準に影響しているもののようであるが，金属工業での賃金上昇よりはおくれてあらわれて

第 9 表　ロシヤ労働者の賃金水準の変動

	鉄道従業員年平均賃金		コロメンスキー機械製作工場			エミール・ツインデリ更紗捺染工場名目日賃金（コペイカ）
			年賃金		名目日賃金（コペイカ）	
	名目賃金（ルーブリ）	実質賃金指数	名目賃金（ルーブリ）	実質賃金指数		
1878	—	—	210.5	91.3	88	—
1879	—	—	213.3	89.0	87	—
1880	—	—	235.6	95.3	92	32
1881	—	—	228.1	87.3	93	32
1882	—	—	204.9	80.7	87	33
1883	—	—	215.1	84.9	87	35
1884	321.9	93.8	237.8	98.5	92	36
1885	329.3	99.6	237.0	101.2	95	35
1886	328.0	107.3	224.8	100.2	89	36
1887	331.3	112.4	220.1	104.4	85	37
1888	321.2	104.1	224.4	104.7	89	37
1889	321.8	100.7	233.7	105.7	95	37
1890	328.4	113.0	239.1	112.4	95	36
1891	329.3	104.7	240.3	107.3	92	37
1892	320.7	96.5	249.4	106.4	92	36
1893	316.9	96.9	244.9	104.1	94	36
1894	322.2	106.6	256.9	112.9	98	36
1895	319.2	108.9	261.5	114.5	99	36
1896	313.4	108.8	267.7	116.9	102	36
1897	317.1	108.5	274.2	119.4	103	37
1898	328.4	103.1	272.2	110.8	106	42
1899	327.5	101.6	295.0	118.1	113	43
1900	329.0	103.5	319.7	130.4	122	46
1901	328.4	102.5	323.0	129.6	129	—
1902	342.7	106.9	—	—	—	—
1903	345.8	107.9	—	—	—	—
1904	343.0	107.2	—	—	—	—
1905	360.6	109.4	—	—	—	—
1906	386.2	112.0	—	—	—	—
1907	384.2	104.3	—	—	—	—
1908	380.8	96.5	—	—	—	—
1909	395.4	101.6	—	—	—	—
1910	410.5	108.9	—	—	—	—
1911	408.5	110.7	—	—	—	—
1912	419.1	103.6	—	—	—	—
1913	416.7	100.3	—	—	—	—

実質賃金指数はともに1884—86年の平均を100としてある。第1・2項はア・ゲ・ラーシン「1884—1913年のロシヤ鉄道労働者，事務員の賃金変動」，ストルーミリン80才記念論文集より。第3・5項はエス・ゲ・ストルーミリン，「ロシヤ経済史概況」111頁より。第6項はエム・イ・ギリベルト，「19世紀末の労働者の賃金変動」，ア・エム・パンクラートワ記念文集より。第4項は，ストルーミリンの指数を1884—86年を基準として筆者換算。

いる。鉄道労働者の賃金水準の変動はさらにおくれてあらわれている。みられるとおり，ほとんど1905年の革命の前夜になってやっとはじまっており，しかもその中に，対日戦争による運輸労働者の労働強化という条件を加えて考えるならば，実質賃金水準は上昇しなかったとみた方が適切だといえそうである。

鉄道従業員の場合には，とはいえ，労働者の中の相対的高賃金層を多くかかえていたことになるので，賃金水準が停滞的であってもある程度の地位を維持しつづけていたのであろうが，低い賃金水準からはじまってしかも停滞的であった部門のことも忘れられない。エス・ペ・シーゴフによると，ウラルの労働者の実質賃金は1861年から20世紀初頭まで停滞しつづけていた。また，1895年，グロドノ県の主席工場監督官が商工省に報告したところによると，ベロストークの羊毛諸工場における手機織工の賃金は，40年以上，すなわち農奴法時代以来かわらなかった[17]。

ロシヤの賃金水準の漸次的上昇の過程は，景気循環の波をとおして進行したものである故に，恐慌時における一時的中断，あるいは単なる上昇過程の中断以上に賃金水準の一時的下落をも含んでいる。例えば，1880年代のモスクワ県における紡績工の平均月賃金は男で14ルーブリ10カペイクであったが恐慌の時代には10～12ルーブリ以下に下がった[18]。もちろん，賃率の低下はもっといちぢるしかったものとみるべきである。1900年の恐慌時，ニジネドニェプロフスキー鉄道工場では貨車修理の賃率が以前の7ルーブリから1.5ルーブリになり，指物職場ではドア一つつくるのに以前18ルーブリであったものが8ルーブリになった[19]。ユジノ＝ルースキー工場では溶解工の賃金が一かま12プードにつき3ルーブリ60カペイクだったのが2ルーブリになった[20]。キエフのクリジェンコ印刷所では，労働者の平均日賃金が90カペイク，ヴアインベルカ印刷所では56カペイクとなり，熟練労働者であるにかかわらず1ルーブリを割った[21]。「イヴァノヴォ・ヴォズネセンスカヤ織物工場では，……織物工にたいする支払いは月額11ルーブリから9ルーブリに，さらに6ルーブリに引き下げられている。……1900年中には，ベロストーク

の織物生産では，賃金はほぼ半減した。……イヴァノヴォ・ヴォズネセンスクでは1900年の秋に賃金率はふたたび20%切り下げられた。……バクーにおける職人の賃金は20～25%縮小した。……バツームでは1900—1901年のあいだに，諸工場における日給は2～3ルーブリから60カペイクに低落した。……チユルコフスキー工場における賃金は20～30%下落した。陶工については恐慌のあいだに賃金は30～40カペイクから17～20カペイクに減った。ルガンスクでは賃金率は低下しつつある。（2年のあいだに小鍛冶工の賃金は月80～90ルーブリから35～40ルーブリにまで落ちた）」[22)]

1861年から20世紀初頭にかけての賃金水準変動を考えるために，次のコンジン更紗捺染マニュファクチュアの資料をみのがすことができない。第10表は，コンシン・マニュファクチュアの労働者のうち，雑役労働者と徒弟とをのぞいたものを三つのカテゴリーにわけ，それぞれについて賃金水準の変動を算出してある。それによると，圧倒的多数を占める男子日給労働者において，賃金水準の上昇度がいちぢるしい。さらに男子日給労働者を日給額により内別してみ，その各グループごとにどのように賃金水準がかわったかとみると次のごとくであった。すなわち，1885/86年の日給が40カペイクまでのものは1890/91年までに56%上昇し，41～60カペイクのものは16%，61～80

第10表　コンシン工場における時間払労働者の平均日賃金歩合（スタヴカ）の変動

	期　間	労働者数	平均日賃金歩合の増加 %	
			全期間	各1年間につき
男子月給労働者	1885/86—1890/91	37	16.4	3.3*
	1890/91—1895/96	48	11.3	2.3
	1895/96—1899年10月	55	6.7	1.7
男子日給労働者	1885/86—1890/91	222	19.8	4.0
	1890/91—1895/96	312	9.9	2.0
	1895/96—1899年10月	345	12.6	3.2
女子日給労働者	1885/86—1890/91	26	10.9	2.2
	1890/91—1895/96	51	8.2	1.6
	1895/96—1899年10月	44	3.4	0.9

ギリベルト，前掲書，325頁より。　* 原表では2.3とあるのを修正。

カペイクのものは8％，81～100カペイクのものは8％，100カペイクすなわち1ルーブリ以上のものは7％各々上昇したのである[23]。量的にみて労働力構成の中心をなす部分の男子日給労働者層においてプロレタリア的性格がつよまり，それが賃金に反映したものとみてよいであろう。それに対して，女子労働者の賃金は，いまだおくれがちであることが注目される。

ロシヤの賃金水準において，1861年の改革時につぐ大きな変動のあったのは，いうまでもなく1905年の革命のときである。1905年の革命が賃金水準に与えた影響にかんして，レーニンのいくつかの指摘がある。論文「ストライキ闘争と賃金」の中で，レーニンは，工場監督官報告書と商務省の資料によって，次のようにのべている。すなわち，労働者の平均年賃金は，1901～1905年の5カ年平均で206ルーブリであったのが，1906～1910年の5カ年平均では238ルーブリとなり，32ルーブリの上昇となった。一方1905年のストライキ中の賃金不払のために労働者は1750万ルーブリ，すなわち1労働者あたり10ルーブリを失なった。かくて，ロシヤの労働者は，1905年に年10ルーブリの犠牲を払って，以後毎年32ルーブリの賃金増加をかちとったのであると[24]。1905年の革命は単に労働者のストライキのみではなく，広汎な農民運動をもともなっており，農村労働者の賃金にも影響を与えた。レーニンは，イ，ドロズドフの著書「1905—1906年の農民運動との関連においてみたロシヤ農業労働者の賃金」によって，農村労働者の賃金水準の変動にも言及している。第11表がそれである。名目賃金は，1902—1905年と1906—1910年をくらべると15.5％の上昇を示している。しかし，実質賃金の上昇をもたらすほど攻撃的なものであったか否かは別である。この場合，裸麦で換算すると，1902—1904年に0.93プード，1905年に0.85プード，1906年に0.91プードとなり，実質賃金はかろうじて維持されたという程度となる。とはいえ，先の工場労働者全体の場合にしても，206ルーブリから238ルーブリへ15.5％の上昇にとどまっているのであって，農村労働者の場合には，都市の労働者とはちがった困難のあることを考慮するならば，むしろおどろくべき変動であったといわなくてはなるまい。

第 11 表　ヨーロッパロシヤにおける農村労働者の賃金の変動（日賃金）

	コペイカ	%
1902—1904年平均	64.0	100.0
1905	64.8	101.2
1906	72.0	112.5
1907	73.1	114.2
1908	72.4	113.1
1909	75.8	118.4
1910	76.6	119.6

レーニン全集，第4版，第20巻，155頁。

1905年のさいの賃金変動も，微視的にみれば，まったく全体的に平均的に行なわれたものでないことがわかる。まず第12表についてみよう。これは，鉄道従業員のうちの二つのグループについて，それぞれの賃金水準の変動のもようを比較したものである。機関車，車輛部の中には機関手が含まれているので，賃金水準はたかい。両者の賃金変動をくらべてみると，機関車，車輛部の労働者の場合にも，保線工手および踏切手の場合にも，ともに1905年以後名目賃金の上昇がみられる。しかし，微細なところであるが次のちがい

第 12 表　ロシヤ鉄道労働者の賃金変動

	機関車，車輛部従業員の年平均賃金		保線工手及び踏切手の年平均賃金	
	ルーブリ	1905年＝100とした割合	ルーブリ	1905年＝100とした割合
1901	408.0	88.1	—	—
1902	432.7	93.4	—	—
1903	434.8	93.8	—	—
1904	427.0	92.1	—	—
1905	463.3	100.0	101.6	100.0
1906	513.0	110.7	113.7	111.9
1907	472.9	102.1	124.2	122.2
1908	508.2	109.7	116.8	115.0
1909	525.7	113.5	110.5	108.8
1910	523.5	113.0	118.7	116.8

ア・ゲ・ラーシン，「1884—1913年のロシヤ鉄道労働者および事務員の賃金変動」ストウルミリン80才記念論文集より構成。第2項は筆者算出。

がある。1905年の革命の影響は機関車，車輛部の従業員の場合には1906年に頂点に達し，保線工手および踏切手の場合には1907年にいたって頂点に達している。この時期的なずれは，機関車，車輛部の中には多くの鉄道工場が含まれ，したがってそこの労働者は比較的早くに1905年の革命の波の中に入っていったのに対し，保線工手や踏切手は職場が散在しており，革命の波にまきこまれるのがおそかったという事実によって説明されるであろう。同様の問題は第13表にもみられる。これは，コジミヌイフ＝ラーニンの研究をもとにしてつくられたもので，企業規模別に賃金水準変化の相違をあきらかにしている。企業規模の大きいところで平均賃金がひくくなっているのは，大企業に繊維産業が多く，繊維工業の労働者の賃金は他のたとえば金属工業の労働者にくらべて低くかったからである。1909年のモスクワ県の繊維労働者の平均賃金は年211ルーブリ，それに対して金属労働者の平均賃金は360ルーブリであった[25]。ところで，すでにあきらかとなっているように，1905年のストライキの頻度は，企業規模の大きなほど高かった[26]。企業規模別にみた賃金水準の変動はその事実を反映して，平均賃金の増加額からみても，増加の割合からみても，500人以上規模のところでいちぢるしいのである。

第13表については，もう一つ，次の点も注目に値する。すなわち，20人以下規模の小企業はさておき，それ以上の規模についてみると1901～1905年にもっとも平均賃金の少なかった部分が，もっともいちぢるしい賃金上昇をみ

第 13 表　モスクワ県労働者の平均年賃金の変動（ルーブリ）

企業規模	1901—1905(A)	1906—1909(B)	増加額	B/A×100
1,000人以上	196	234	+38	119.4
501～1,000人	186	231	+45	124.2
101～ 500人	211	238	+27	112.8
51～ 100人	215	240	+25	111.6
21～ 50人	216	241	+25	111.6
20人以下	193	207	+14	107.3
計	201	235	+34	

レーニン全集，第19巻，323頁より第4項は筆者算出。

せたということである。第12表をふりかえってみても，賃金水準の高い機関車，車輛部の労働者の賃金が10%の上昇をみせたにとどまるのに対して，賃金水準の低い保線工手および踏切手の賃金は22%の上昇となったのである。この点をさらに吟味するために第14表がある。これは，トレフゴールナヤ・マニュファクチュアの各職種労働者の実質賃金水準が1905年の革命の過程をとおしてどのように変動したかを示している。われわれはこの表から，1905年の革命の中で，女子年少者の，あるいは雑役労働者や徒弟の賃金が，つまり相対的に低賃金を支払われてきた労働者部分の賃金が，より高い比率で騰貴したことをよみとることができるのである。さらに，全般的な革命的昂揚の激しかった1905年1月前後と，1905年10月前後に，とくにその傾向が顕著にあらわれていることをみるのである。一般に次のことはいえるであろう。すなわち，農民経営と結びついた半プロレタリア大衆から，徐々に本来的プロレタリアートが形成されてくるにしたがって，労働者の賃金要求もつよまり，労働者の賃金水準の全体的向上が不可避となる。しかし，尨大な相対的過剰人口と直接に接触している不熟練労働者部分は，熟練労働力とことなって，資本の攻撃をうけやすく，それ故賃金水準の向上はいちぢるしく遅れる。この部分の賃金が飛躍的に発展するためには相対的過剰人口の存在基盤をさえゆする革命的昂揚が必要であり，革命的昂揚の中でこそ，これら不熟練労働者がまさに大衆として行動し，賃金水準を押し上げると。1861年における賃金水準の変動をみても，やはり，低賃金層の賃金上昇率の方が，高賃金層のそれにおけるよりも顕著であった。

1905年以降1917年10月の革命にいたるまで，ロシヤの名目賃金水準はほぼ一貫して上昇しつづけている。しかし，実質賃金水準をあわせて観察するとき，そこには，ストルイピン反動期における賃金への圧迫，1910年からはじまる新しい労働運動の昂揚と経済的好況を背景にする賃金上昇，さらに大戦の勃発（1914）とともにはじまった破局的な賃金水準の低下をみることができる。

ストルイピン反動期における実質賃金水準の低下と，そののちにおける回

第 14 表　トレフゴールナヤ・マニユファクチュアの労働者の賃金変動（1）

更紗部門	1902 名目月賃金 ルーブリ	1902 実質賃金	1905年1月ストライキ以後 名目月賃金 ルーブリ	1905年1月ストライキ以後 実質賃金	1905年1月ストライキ以後 実質賃金の変動%	1905年8月より 名目月賃金 ルーブリ	1905年8月より 実質賃金	1905年8月より 実質賃金の変動%	1905年10月24日より 名目月賃金 ルーブリ	1905年10月24日より 実質賃金	1905年10月24日より 実質賃金の変動%
染料工	13.80	17.27	15.81	18.39	＋ 6	17.71	20.52	＋12	18.86	21.85	＋ 6
積上工 男子	14.03	17.56	15.18	17.59	＋ 0.1	17.16	19.88	＋13	17.48	20.25	＋ 2
〃 女子	8.05	10.07	9.20	10.66	＋ 6	9.87	11.45	＋ 7	11.04	12.79	＋12
〃 年少者	7.59	9.50	8.74	10.12	＋ 6	9.64	11.17	＋10	11.04	12.79	＋14
プリント機械つき 男子	12.88	16.11	14.95	17.32	＋ 7	17.16	19.88	＋15	18.17	21.05	＋ 6
〃 女子	7.36	9.21	9.43	10.92	＋19	10.34	12.02	＋10	11.96	13.86	＋15
仕上げ機械づき 男子	12.88	16.11	14.26	16.52	＋ 2	15.64	18.12	＋10	17.02	19.72	＋ 9
〃 女子	7.13	8.92	9.20	10.66	＋19	10.12	11.72	＋10	11.50	13.25	＋13
〃 年少者	8.28	10.36	9.20	10.66	＋ 3	10.12	11.72	＋10	11.50	13.25	＋13
晒白工 男子	14.03	17.56	13.84	15.45	－12	14.49	16.79	＋ 9	16.10	18.65	＋11
〃 女子	7.36	9.21	9.66	11.19	＋21	10.35	11.99	＋ 7	11.96	13.86	＋16
〃 年少者	8.23	10.36	—	—	—	9.43	10.93	—	11.50	13.25	＋21
染物工 男子	12.88	16.11	14.26	16.52	＋ 2	15.64	18.12	＋10	17.02	19.72	＋ 9
〃 女子	7.13	8.92	9.20	10.66	＋19	10.12	11.72	＋10	11.50	13.25	＋13
〃 年少者	8.51	10.65	9.20	10.66	＋ 0.1	10.12	11.72	＋10	11.50	13.25	＋13
蒸し工 男子	12.19	15.26	14.26	16.52	＋ 8	15.87	18.39	＋11	17.25	19.98	＋ 9
〃 女子	6.90	8.63	9.20	10.66	＋23	9.87	11.45	＋ 7	11.73	13.60	＋19
機械部門	名目日賃金 コペイカ	実質賃金	名目日賃金 コペイカ	実質賃金	実質賃金の変動%	名目日賃金 コペイカ	実質賃金	実質賃金の変動%	名目日賃金 コペイカ	実質賃金	実質賃金の変動%
旋盤工	117	146	153	177	＋21	160	185	＋ 5	168	194	＋ 5
銅器工	124	155	129	149	－ 4	135	156	＋ 5	143	166	＋ 6
小鍛冶工	131	164	128	148	－10	136	157	＋ 6	143	166	＋ 6
雑役労働者	57	71	66	76	＋ 7	74	85	＋12	82	95	＋11
徒弟	50	63	60	69	＋10	66	76	＋10	74	85	＋12

エム・カ・ロシコヴァ，「トレフゴールナヤ・マニユファクチュア労働者の賃金」パンクラートワ記念論文集より。

実質賃金は1913年の貨幣価値であらわしたもの，あきらかにあやまりと思われる数字は修正した。

第 15 表　トレフゴールナヤ・マニュファクチュアの労働者の賃金変動（2）

	1905年10月ストライキ後		1908年			1913年			
	名目月賃金(ルーブリ)	実質賃金	名目月賃金(ルーブリ)	実質賃金	実質賃金の変動%	実質賃金	実質賃金の変動	時間外手当を除いた賃金	実質賃金の変動
染料工	18.86	21.85	19.55	19.39	−11	25.13	+30	22.31	+15
積上工 男子	17.48	20.25	18.86	18.71	− 8	23.49	+25	21.85	+17
〃 女子	11.04	12.79	12.42	12.32	− 4	12.44	+ 1	12.19	− 1
〃 年少者	11.04	12.79	12.19	12.09	− 5	11.77	− 3	11.77	− 3
プリント機械つき男子	18.17	21.05	19.55	19.39	− 8	24.45	+26	20.30	+ 5
〃 女子	11.96	13.86	12.88	12.77	− 8	13.97	+ 9	13.11	+ 3
仕上げ機械つき 男子	17.02	19.72	18.63	18.48	− 6	24.45	+32	20.24	+ 9
〃 女子	11.50	13.25	12.42	12.32	− 7	13.50	+10	12.42	+ 1
〃 年少者	11.50	13.25	12.65	12.55	− 5	13.34	+ 6	13.34	+ 6
晒白工 男子	16.10	18.65	17.71	17.57	− 6	20.55	+17	19.55	+11
〃 女子	11.96	13.86	13.11	13.00	− 6	12.05	− 7	11.76	−10
〃 年少者	11.50	13.25	12.88	12.77	− 4	13.15	+ 3	13.15	+ 3
染物工 男子	17.02	19.72	19.09	18.94	− 4	25.33	+34	20.01	+ 6
〃 女子	11.50	13.25	12.19	12.09	− 9	14.41	+19	12.42	+ 3
蒸し工 男子	17.25	19.98	19.78	19.69	− 2	25.99	+32	20.01	+ 2
〃 女子	11.73	13.60	12.42	12.32	− 9	12.83	+ 4	12.42	+ 1
旋盤工	59.50	68.94	66.89	66.35	− 4	76.73	+16	—	—
銅器工	69.85	80.94	45.77	45.40	−44	62.62	+38	—	—
小鍛冶工	41.85	48.49	48.27	47.88	− 1	61.40	+28	—	—
雑役労働者	22.56	26.14	29.23	28.99	+11	34.63	+19	—	—
徒弟	15.59	18.06	—	—	—	—	—	—	—

カ・エム・ロシコヴァ，前掲書より。

復の過程は，さきの第５表，第６表，第９表にあきらかである。ところで，この時期にも労働者各層のあいだのアンバランスが問題になる。鉄道労働者の例でみると，機関車，車輛部の労働者の賃金は，1905年の革命の影響のもっともつよくあらわれた1906年の名目賃金を100とすると，1913年には102.2に回復しているのに対し，保線工手および踏切手の名目賃金は，1905年の革命の影響のもっともつよくあらわれた1907年の名目賃金を100とすると，1913年はに96.9に回復したにすぎない。第15表も同様のことを示している。1905—1908年の実質賃金低下は，一，二の例外的なものをのぞいて，ほぼ平均的であるが，1908—1913年の実質賃金上昇はきわめてアンバランスである。一見してあきらかなように，熟練労働者，男子労働者のところで実質賃金の大幅な上昇がおこり，女子労働者，年少労働者のところでは停滞している。若干の部分には実質賃金の低下さえみられる。この期の変動の性格は，1913年の，時間外手当をのぞいた所定内労働に対する支払いについての数字を比較対照することによっていっそうあきらかとなる。時間外手当をのぞいた賃金のみについてみても，1908—1913年にある程度の上昇はみとめられるがあまり顕著なものとはいえない。しかし，その中にも，やはり，男子労働者の賃金変動が女子，年少者のそれに比して有利であったことがみとめられる。全体として，1913年における実質賃金上昇は，その大半が時間外労働によるものであったこともあきらかになる。かくて，1908—1913年の実質賃金上昇の要因は，この資料についてみるかぎり，第一に熟練労働者，男子労働者の賃金上昇であり，第二に，男子労働者における時間外手当の増大であったことになる。われわれはここに，好況と，いまだ全面的とはいいがたい労働運動の一定の昂揚にささえられた賃金水準変動の性格をよみとってもよいのではあるまいか。

この時期の賃金水準については，先にかかげた資料の中でも，実質賃金でみて上昇している部分と，停滞している部分とのあることがみとめられたが，さらに，下落傾向を示したところもあったらしいことに目をむけておかなくてはならない。第16表は，ア・エリ・ツケールニクがドンバスの冶金労

働者について研究したところより構成された。

第 16 表　ドンバス労働者の実質賃金変動

	1903	1910	1913—1914
賃　　金	100	120	125
食糧価格	100	134	151
実質賃金	100	90	83

ア・エリ・ツケールニク，「シンジケート『プロダメート』」267頁より。

次に1914—1917年の期間の観察にうつろう。この期の特殊性は，なんといっても，生計費の急騰である。第17表は，エス・ゲ・ストルーミリンによるペテルブルグの小売物価指数である。生計費指数はもっと騰貴したものと考えてよいであろう。ヤロスラヴリにおいて，限界価格は1914年7月から1915年7月までにライ麦粉68%，肉77%，小麦53%，バター86%の値上がりを示し，イヴォノヴォ＝ヴォズネセンスクでは1914年7月から1915年2月までに麦粉77%，小麦41%，砂糖12%，塩43%の値上がりを示していた[27]。これは大戦にロシヤが参戦したことの必然的な結果であった。

第 17 表　ペテルブルグの小売物価指数

	生産物			農家生産物計	工産物	総計
	農業	畜産	林業			
1913	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
1914	100.0	106.6	105.2	106.0	103.5	105.4
1915	120.7	119.2	133.8	123.2	125.8	123.5
1916	158.2	205.8	181.3	187.1	324.6	199.3

エス・ゲ・ストルーミリン，前掲書，117頁。

一方，大戦勃発とともに，名目賃金水準が一時的にさがったところのあったことに注意をむける必要がある。南部の例であるが，クラマトールスキー冶金工場では，平均賃金が戦争前には39ルーブリであったのが，開戦1年後には36ルーブリに下がっていた。ドネツコ＝ユリエフスキー冶金工場では1913年に月48ルーブリであったものが，戦争の初期に月47ルーブリになって

いた[28]。これらは，主としていわゆるダイリユージョンによって起ったものと考えられる。その影響は，高度に戦略的な産業である金属工業よりは，軽工業において，阻害要因が少ない故に，より強くあらわれた。ウラジミール県のヤスユニンスキー会社の紡績工場では，熟練工が軍隊にとられたことを理由に賃金が1914年1月の19ルーブリ36カペイクから1914年12月には15ルーブリ76カペイクに，すなわち22%切り下げられた。そして同時に，購買部での商品価格が，ライ麦粉39.1%，小麦紛60%，そばのひき割り58.8%と値上げされたのである[29]。モスクワでは，戦争第1年目に賃率が15～20%下がっていたとされる[30]。全国的にみても，1913年から1914年に，棉工業で1.9%，絹加工業で14.4%，麻類加工業で12%，化学工業で12.2%の名目賃金水準の低下があった[31]。

第 18 表　大戦時の賃金水準の変動（1）

	1912／13	1913／14	1914／15	1915／16	1916年6月
ハリコフ汽関車製造工場の平均日賃金（コペイカ）	—	195 (100.0)	205 (105.1)	262 (134.4)	—
ルガンスキー汽関車製造工場の平均年賃金（ルーブリ）	466 (84.9)	549 (100.0)	—	654 (119.1)	—
マケエフスキー鋼鋳造工場の平均日賃金（コペイカ）					
機械職場	—	141 (100.0)	157 (111.3)	206 (146.1)	273 (193.6)
溶鉱炉職場	—	171 (100.0)	170 (99.4)	187 (109.4)	197 (115.2)
マルチン炉職場	—	164 (100.0)	165 (100.6)	172 (104.9)	172 (104.9)

ア・ア・ネストレンコ，前掲書，287，288，289頁より作成。

第 19 表　大戦時の賃金水準の変動（2）

	1913	1914	1915	1916
石材，陶土の採掘加工業	240 (100)	234 (97.5)	246 (102.5)	362 (150.8)
鉱　山　業	268 (100)	255 (95.1)	267 (99.6)	510 (190.3)
金　属　工　業	357 (100)	382 (107.0)	499 (139.8)	775 (217.1)
機械器具製造業	446 (100)	486 (109.0)	681 (152.7)	989 (220.0)
木　材　加　工　業	290 (100)	342 (117.9)	399 (137.6)	588 (202.8)
化　学　工　業	313 (100)	393 (125.6)	427 (136.4)	769 (245.7)
食　品　工　業	211 (100)	217 (102.8)	257 (121.8)	423 (200.5)
印　刷　業	512 (100)	517 (101.0)	571 (111.5)	802 (156.6)

年賃金，紙幣ルーブリ，1918年の工業調査のデータ，ネストレンコ，前掲書，285頁より。

大戦勃発直後の名目賃金水準の低下は，とくに重工業部門では急速に克服されるが，物価水準の上昇も急ピッチである。第18表にみるように大企業の賃金上昇も，小売物価指数の上昇においついていない。ましてや生計費指数の上昇にはおいつけていないことも明らかである。すなわち実質賃金の低落がおこっている。ロシヤ帝国では1914年7月の大戦参加のときをもって金兌換が停止され，財政インフレーションがはじまったからである。第19表をみると，そこにかかげられたいくつかの産業においては，名目賃金水準が1916年にストルーミリンの小売物価指数を上まわる指数を示している。しかし，ここでも生計費指数を上まわっただろうとは考えにくい。同じストルーミリンの資料によると，1913年から1916年までに，ライ麦粉，小麦粉の価格は3倍となり，じゃがいもは5倍以上，肉は3倍以上，ミルク3.5倍，砂糖1.5倍，卵3倍以上，塩は3倍とそれぞれ価格が騰貴したという。また，食糧以

外でも，1914年から1916年までに，帽子６倍，飼料6.7倍，外套4.4倍，長靴７倍，フェルト長靴４倍，ズボン５倍，厚手ルパシカ5.7倍，靴の皮底8.3倍というぐあいにそれぞれ価格騰貴していた[32]。1915年，ウラジーミル県知事の書記官は，戦争までは賃金は15～23ルーブリであったが，現在18～27ルーブリである，かくて賃金は20％上がったことになるが，一方生活必需品は100％上がった，と記している[33]。コストローマ県の工場監督官の報告によれば，1914年５月から1916年１月までに，染物工，織工（男）の賃金は24ルーブリ80カペイクから26ルーブリ65カペイクに，7.4％上昇し，織工（女）の賃金は18ルーブリ33カペイクから22ルーブリ65カペイクに，23.5％上昇した。しかしこの期間にコストローマ県における物価は，小麦粉が205％，肉123％の上昇を示した[34]。ゲ・ア・トルカンによれば，結局実質賃金は戦前から1917年にかけて半分になった[35]。

1917年に入ると，実質賃金の低落は一層はなはだしい規模に達している。カツエルネンバウムによるモスクワ物価指数は，1914年７月―100，1915年１月―130，1915年７月―130，1916年１月―156，1916年７月―208，1917年１月―315，1917年７月―773，1917年10月―871となっている[36]。モスクワ労働者代表ソヴェトが1917年６月３日，労働者に対するアンケート調査によって計算したところによると，1914年１月から1917年５月までの間に，労働者の食費支出が４倍，衣料支出が4.8倍になったのに対し，賃金は２倍になったのみで「このような賃金では生きることができない。ただうえて死ぬことができるだけだ」った[37]。シューヤ工場主協会の資料によると，１カ月分の食糧をパン56フント（約23キログラム）ひき割り６フント（約2.5キログラム）植物油４フント（約1.6キログラム）砂糖25フント（約10.3キログラム）牛肉４フント（約1.6キログラム）にしん８フント（約3.3キログラム）じゃがいも⅔メーラ（約11キログラム）その他若干として，戦前は12ルーブリ78カペイクであったものが1917年８月には72ルーブリ91カペイクになっていた。すなわち５，７倍である[38]。第20表は，シューヤ市における実質賃金水準の低下を示している。停滞をつづけたロシヤの賃金水準は，10月革命前

第 20 表　シューヤ市の物価騰貴

	戦 争 直 前	2 月 革 命 前	1917年10月1日
平均名目月賃金（ルーブリーコペイカ）	14—47	24—95 ＋ 72%	58—91 ＋ 307%
麦粉		＋ 400%	—
肉		＋ 447%	＋1221%
獣脂		＋ 459%	＋ 900%
バタ一		＋ 414%	＋ 900%
アマニ油		＋ 366%	—
卵		＋ 460%	＋ 900%

ゲ・ア・トルカン，「1917年10月前夜のロシヤ労働者階級の状態」，「労働者階級と，ソビエト史料編集の歴史に関する論文集」，28頁より作成。

夜にいたって，まさに破局的な様相を示したことがわかる。

賃金水準の変動に関する簡単なまとめを与えてみよう。ロシヤの賃金水準は，資本主義時代をつうじて，概して停滞的であった。賃金水準の全般的変動は，1861年の農民改革前後と，1905年の革命前後と，2回みうけられる。しかし，ともに民主主義革命として不成功であったことと照応して，充分に労働者階級にとって満足な結果をのこしていない。1861年のあとには，1870年代をつうじ1880年代に入るまでの長い賃金水準の停滞期がつづいていたし，1905年の革命のあとには，ストルイピン反動期における実質賃金切り下げ傾向がつづいていた。1880年代ころから，労働者の団結力の強化とともに賃金水準の漸次的な上昇過程がはじまったが，全体としては跛行的なものであった。1910年ころの，いわゆる新らしい労働運動の昂揚期に照応する賃金水準の上昇も，取引力のつよい熟練工，および男子労働者の賃金を若干改善はしたが，取引力のよわい不熟練工，あるいは女子，年少者の賃金をとりのこしがちであった。大戦の勃発とインフレによる戦時財政支出は，ただでさえ低いロシヤの賃金水準に，まさに破滅的打撃をあたえた。

（3） 賃 金 格 差

次にわれわれは，ロシヤの賃金格差を種々の側面から検討することによっ

て，ロシヤの賃金構造の全体像にせまることにしよう。

まず，1960年前後のウラルの官営工場の例からはじめよう。労働者はここでは，18才～44才の一人前労働者と，15才～18才および44才以降退職までの⅔人前労働者と，12才～15才およびとくに体力の弱いもの，すなわち半人前労働者とにわけられていた。これら三種の労働者について，例えばユーゴ・ウナウスキー工場では次のように支払われていた。すなわち，一人前労働者には一日に $2\,^{6}/_{7}$ カペイクと，一月に食糧が，独身者には2プード，妻帯者は4プード支給された。⅔人前労働者には，一日 $1\,^{6}/_{7}$ カペイクと，独身者に1プード30フント，妻帯者に3プード20フントの食糧が支給された。半人前労働者には，$1\,^{1}/_{7}$ カペイクと，独身者には1プード20フント，妻帯者には3プード支給された[39]。すべて妻帯者にして計算してみると，一人労働者は⅔人前労働者に対して，貨幣賃金で154%，食糧で125%になる。つまり5割まし，2割5分ましである。半人前労働者の独身者の賃金に対し一人前妻帯労働者のそれは，貨幣賃金で250%，食糧で333%となる。もっともこの場合，その大部分が15才以下のものであったことも考えておかなくてはならない。したがって，めやすとしては，50～100%の格差（賃金額の差の低い方の賃金額に対する比率）があったものとすることができる。

第21表は，1963年のウラル冶金工場における職種別賃金である。労務者（ラボートニク）とあるところを不熟練労働者とみると，やはり賃金格差はそう大きいものとなっていないことがわかる。年少者と比較すると，ここでも格差は100%をこえているが，それ以外でみると20%ほどのものである。

ロシヤの賃金格差を発生史的にみようとする場合，ウラルの労働者とならで出発点になるのは，労働者階級の源泉の最大なものである農民と不可分に結びついた農村の労働者の賃金であろう。農村労働者の賃金は，まずなによりも農奴制の残存の度合によって地域的格差ができる。つぎに，その地域による資本主義的生産の発展の度合によっても，格差が生ずる。レーニンが「発達」の中に掲げた若干の表によってそのようすをみよう。第22表は，雇役と自由雇傭の場合の平均報酬の差を示している。もちろん雇役に対する報

第 21 表　ウラルの諸冶金工場における日賃金（1863，コペイカ）

	（ブーチエロ・ローダリ）		ドブリヤンスキー・サフイスキー（ストロガーノフ）	ポジエフスキー・エリザベート・ポジエフスキー（フセボロジスキー）	ヌイトヴェンスキー・パシスキー・クシ・アレクサンドロフスキー（ゴリツイン）	デミドフ
	ルイシウヴェンスキー	ビセルツキー				
製鉄職場						
装入工	33.5	43	—	—	30.2	43
炉前職工	36.66	—	—	—	30.2	50
労務者	30	36.75	—	—	25.45	37
鉱石割り	15	36.75	—	—	—	35
半成品職場						
古手鋳造工及び組長	40	—	—	47	38.7	50
若手鋳造工	30	44	50	37	26.2	35
徒弟	—	—	20	17	—	20
年少者	15	15	—	10.11	8.6	35

資料集「ウラル労働者階級の状態」前掲書 469頁より。

第 22 表　雇役と自由雇傭（サラトフ郡）

	デシャチーナの耕作に対する平均報酬（ルーブリ）				
	賃金の80—100％を前払いする冬季請負のばあい	敷地の借入にたいする雇役のばあい		自由な雇傭のばあい	
		契約書の条件による	借地人の口述による	雇主の口述	被用者の口述
全耕作と収穫運搬および脱穀を含む	9.6	—	9.4	20.5	17.5
同上，脱穀をのぞく（春まき）	6.6	—	6.4	15.3	13.5
同上，脱穀をのぞく（秋まき）	7.0	—	7.5	15.2	14.3
耕作	2.8	2.8	—	4.3	3.7
収穫（刈取と運搬）	3.6	3.7	3.8	10.1	8.5
収穫（運搬をのぞく）	3.2	2.6	3.3	8.0	8.1
草刈（運搬をのぞく）	2.1	2.0	1.8	3.5	4.0

レーニン全集，第3巻，192頁。

酬は低い。都市その他へ，自由な雇傭の機会を求めて出稼に出るものがふえると，出身村の労働市場の条件も変化し，賃金水準があがる。かくて，出稼

の規模の大きいところほど農村労働者の賃金も高くなる。（第23表）

第 23 表　出稼規模別，農村労働者郡平均賃金（1896，カルーガ県）

出稼の規模による郡の群別	男子総人口にたいする男子出稼労働者の%	1ヶ月の稼ぎ（ルーブリ）	
		出稼営業者	年雇農村労働者
I	38.7	9	5.9
II	36.3	8.8	5.3
III	32.7	8.4	4.9

レーニン全集，第3巻，611頁。

しかも，労働者の転出は賃金水準の高いところへむけて行なわれるものであるから，とくに農業労働のような不熟練労働の場合には，強力な平均化作用がはたらくわけであるが，（第24表），一方，賃金水準の低下をもたらす

第 24 表　地域別農業労働者賃金（1）

労働者の移動の性質による県の地区別	10年間の平均賃金（1881—1890）				
	年雇労働者		総賃金にたいする貨幣賃金の%	定期雇（夏季）労働者	食費自弁の夏季日雇
	食費なし	食費ふくむ			
	ルーブリ			ルーブリ	コペイカ
1. 農業的転入の大きな地区	93.00	143.50	64.8	55.67	82
2. 農業的転入の大きな地区，転出僅少	69.80	111.40	62.6	47.30	63
3. 農業的転出の著しい地区，転入わずか	58.67	100.67	58.2	41.50	53
4. 転出の大きな地区大部分は農業的転出，しかし非農業的転出もある	51.50	92.95	55.4	35.64	47
5. 非農業的転出の大きな地区，農業的転出はわずか	63.40	112.43	56.4	44.00	55
6. 非農業的転入の大きな地区，農業的転入も著しい	79.80	135.80	58.7	53.00	64

(1) タヴリーダ，ペッサラビア，ドン (2) ヘルソン，エカテリノフラフ，サマラ，サラトフ，オレンブルグ (3) シンビールスク，ヴオロネジ，ハリコフ (4) カザン，ペンザ，タンボフ，リヤザン，トウーラ，オリヨール，クルスク (5) プスコフ，ノヴゴロド，カルーガ，コストロマ，トヴエーリ，ニジエゴロド (6) ペテテルブルグ，モスクワ，ヤロスラヴリ，ウラジミール。＊ レーニン全集第3巻，622頁。

封建的土地制度が残存しているかぎりにおいて，労働力の流動のみでは賃金の地域的格差を消滅させることはむつかしい。第25表にみるように，農奴制がもっとも強かった中央黒土地帯の諸県において，農村労働者の賃金はもっともひくく，農奴制がもっとも早くくずれはじめたバルト海沿岸の諸県で農村労働者の賃金はもっとも高い。そこには実に50%前後の格差がみとめられるのである。これは，工業労働者の賃金に対しても影響を及ぼさざるを得ない。

第 25 表　地域別農業労働者の賃金（2）

県の群別	10年間平均（1881—1890年）			8年間平均（1883—1890年）					
	労働者の賃金（ルーブル）			取り入れ期間中の日労賃（コペイカ）			日雇の賃金（コペイカ）		
	年雇	夏季雇	年雇に対する夏季雇の%	平均 最低	平均 最高	両者の差	種まき期間中	取入れ期間中	両者の差
Ⅰ 南部および東部辺境地方	78	50	64%	64	181	117	45	97	52
Ⅱ 中央黒土地帯の諸県	54	38	71%	47	76	29	35	58	23
Ⅲ 非置土地帯の諸県	70	48	68%	54	68	14	49	60	11
バルト海沿岸の諸県	82	53	65%	61	70	9	60	67	7

Ⅰ　ベッサラビア，ヘルソン，タヴリーダ，エカテリノスラフドン，サマラ，サラトフ，オレンブリグ

Ⅱ　カザン，シンビールスク，ペンザ，タンボフ，リヤザン，トウラ，オリヨール，クルスク，ウオロネシ，ハリコフ，ポルタワ，チエルニゴフ

Ⅲ　モスクワ，トヴエリ，カルーガ，ウラジーミル，ヤロスラヴリ，コストロマ，ニジエゴロド，ペテルブルグ，ノヴゴロド，プスコプ

レーニン全集，第3巻，270頁。

さて，産業別賃金格差の問題にうつろう。1890年代のすえ，ペテルブルグの金属労働者の年平均賃金は407ルーブリ50カペイクで，他の部門よりぬきんでて高かった。もっとも低かったのは，あま，あさ，ジュート加工業の労働者で，年平均賃金は148ルーブリ27カペイクであった[40]。第24表によるペテルブルグ，モスクワ，ヤロスラヴリ，ヴラジミール地方の年雇農業労働者

の平均年賃金が135ルーブリ80カペイクである。農村における家賃の低さなどを考慮すると，両者はほぼ同一水準にあるとみてよいであろう。（とはいえ）農業労働者の賃金は，より低いところでは100ルーブリきりきりであることにも注意しなくてはならない)。金属労働者の賃金は，ここでは，あま，あさ，ジュート加工業の労働者の賃金を100とすると300.1となる。すなわち3倍，格差200％である。

1909年のモスクワにおいて，金属労働者の平均年賃金は360ルーブリ，印刷労働者は310ルーブリ，繊維労働者は211ルーブリであった[41]。ペテルスブルグとモスクワでは金属労働者の賃金も16％の格差がある。金属労働者の主流がペテルブルグにあり，繊維労働者の主力がモスクワにあったと考えて比率を出すと，繊維労働者の賃金は金属労働者の賃金の半分であり，年雇農村労働者の賃金を50～60％上まわっていることになる。

第26表は，オデッサ市における産業別年均年賃金を示している。大商業都市（1897年に人口40万）であるだけに賃金水準はモスクワ県とくらべてもおろそらくやや高いところにある。しかし一方，大製造工場がないために，めだつほど高賃金な部分もないことが注目される。ただ，かなり小分類であるので，零細な手工業経営であったと想像されるものがいくつか，農村年雇労働者的水準をもってあらわれている。1897年について産業別格差を算出すると，最低のマッチ製造業と最高のビール醸造業が，115％となる。1903—1905年でみると，巻タバコの筒つくりと製革業で172％となり，格差は若干拡大しているが，最高水準が低いのでペテルブルグ県の例に及ばない。

84.3％の農村人口（したがって都市人口15.7％））かかえ，一方ハリコフ市に大機械工場ももっていたハリコフ県の例でみると，産業別賃金格差はもう少し大きくなる。第27表をみると，一方に機関車製造工場の450ルーブリを超す賃金があり，他方に，洗毛，あさ，ジュート加工，ウオトカ醸造，製糖のような，農村手工業そのもの，あるいはそれに極めて近似した産業の100ルーブリを少しこえるのみの賃金がある。いま，1900—1904年の平均で，

第26表　オデッサ市における労働者の産業別年平均賃金（ルーブリ）

	1897年	1903—1905年
ビール醸造業	357	326
顔料製造業	不明	341
製革業	345	370
機械組立業	340	258
マカロニ製造業	340	265
製粉業	320	325
パン製造業	310	346
農業機械製造業	290	279
ブリキ箱製造業	290	不明
石ケン製造業	285	不明
製油・バター製造業	282	325
印刷業	275	296
裁縫業	250	不明
寄木細工	245	不明
ジュート工業	245	215
煙草製造業	230	256
綱，鎖製造業	230	不明
茶のはかりわけ業	不明	222
製紙業	218	217
ローソク製造業	不明	217
桶作り	208	不明
煉瓦製造業	210	不明
コルク栓作り業	198	139
糖菓製造業	172	234
精糖業	170	256
マッチ製造業	166	不明
紙巻きたばこの簡製造業	不明	136

1897年はア・ミクーリンによる，1903—1905年はオデッサ商工統計から。エス・ヤ・ボロヴオイ，「19世紀末—20世紀初頭のオデッサの労働者階級」，パンクラートワ記念論文集より。

ウオトカ醸造業の賃金と機関車製造業の賃金を比較すると，100対454.5すなわち355％の格差となる。砂糖生産はロシヤ南部の重要産業であったので，1901—1904年の平均で，製糖，精糖業の賃金と機関車製造業の賃金とを比較すると，244％の格差となる。さきのペテルブルグの例の場合は，金属労

第 27 表　ハリコフ県における産業別年平均賃金（ルーブリ）

生産部門	1900	1901	1902	1903	1904
更紗型つけ	213	132	162	197	152
洗毛	91	—	—	102	97
大麻，ジュート加工	137	108	143	120	147
製紙	152	135	151	149	154
石版印刷	292	260	310	279	304
厚紙加工	156	122	133	132	118
木材加工	168	220	191	165	220
機関車製造	465	450	460	436	475
農業機械製造	373	365	427	404	382
一般機械製造	240	276	270	275	294
小機械工場	160	154	161	172	207
鍛治・小鍛治	162	167	171	181	191
ガラス	185	—	—	—	—
陶器製造	174	194	217	224	216
窯業	195	178	145	146	151
製粉	190	198	187	201	218
製菓子	—	171	199	—	200
醸造（ウオカ）	106	88	81	90	138
タバコ	173	159	161	161	171
ビール醸造	183	183	195	217	228
製糖，精糖	—	129	132	132	134
化学	290	277	282	301	335

製糖のみ，男子日賃金に 280 日乗したもの。

ア・エヌ・オパッキー，「ハリコフ県の工場工業と労働者の状態」，56—57頁，エク・ゼ・ローシ，「ウクライナにおける労働者階級の形成と革命的斗争」172頁より。

働者が一括されていたので，その中のある部門労働者をとり上げるならば，このハリコフの数字に近いものが出るであろうことは想像にかたくない。また，ここでも，ウオトカ醸造及び砂糖製精における賃金が，農村年雇労働者の賃金水準とピタリ一致していることが注目される。総じてロシヤにおける賃金格差の中心問題は，農村労働者の賃金と，都市の所帯もち熟練労働者の賃金との格差の問題ということになろう。

職種別賃金格差はどの程度のものであったろうか。衛生医師ポクロフスカ

ヤが，金属労働者の集中して住んでいたペテルブルグのヴイボルグ地区で行なった調査によると，44%の労働者が月に8～25ルーブリ，年にして96～300ルーブリしか稼いでいなかった。そのグループに属していたものは，賃金の低い方からならべて，徒弟（8.75～13ルーブリ）雑役労働者（16.4～25ルーブリ），槌工（16.7～22ルーブリ），火夫（22～25ルーブリ），であった。3.8%の労働者が月に50～80ルーブリ，年にして600～960ルーブリ稼いでいたが，その大部分は機械組立工であった。のこりの52.2%が月25～50ルーブリかせいでいた[42]。第28表に金属労働者の職種別賃金をみると，熟練労働者にかんしていえば，その大部分が，ポクロフスカヤの調査と附合して，月25～50ルーブリのあいだにあることがわかる。すなわち，年にして300～600ルーブリである。モスクワ県はペテルブルグ県に比して若干低位にあること，ハリコフ県では同一職種内でのひらきの大きいことがそれぞれ目につく。

各金属工場のなかに立ち入って，金属労働者内の職種別賃金格差を調べてみよう。プロダメエート傘下のブリヤンスキー工場では，1912年に，圧延職場の圧延工たちは日賃金5～7ルーブリ平均であったのに対し，橋梁職場で

第 28 表　金属労働者の職種別賃金（1896，月，ルーブリ）

	ペテルブルグ県	ハリコフ県	モスクワ県
小鍛治工	29 ～ 48	20 ～ 50	26 ～ 38
旋盤工	28 ～ 48.5	26 ～ 60	31.2～ 41.5
印付工	29	—	—
鍛治工	29 ～ 48	24 ～ 65	24 ～ 38
銅器工	29 ～ 50	—	—
鋳造工	36 ～ 60	25 ～ 80	30 ～ 33
指物工	30 ～ 45	—	—
鋲締工	25.5～ 32	—	—
刻印工	25.5～ 32	—	—
中ぐり工	24.3～ 43.5	15 ～ 55	—
平削工	24.3～ 43.5	—	—
型つくり工	—	24 ～ 45	—

1896年の労働日と賃金調査による。

「レニングラード史概説」第2巻，192，193頁より。

第 29 表　マケエフスキー工場の賃金格差

職場	1913—1914年の平均日賃金（コペイカ）				最高・最低の格差
	職場平均	雑役労働者	最高賃金		
			金額	職種	
溶鉱	171	100	400	溶鉱炉組長	4.0
マルチン炉	164	100	453	溶鉱工	4.5
			359	鋳造工	3.6
圧延	177	110	520	圧延工	4.7
			436	鍛接工	4.0
鋳造	141	86	307	機械組立工	3.5
検査	138	96	322	組立工	3.4

ツケールニク，前掲書，264頁より。

は日賃金90カペイク，1ルーブリ，1ルーブリ20カペイク程度であった。格差は400％である。ドネッコ＝ユリフスキー工場でも，1913年に，圧延部内の労働者だけが月賃金80～90ルーブリで，他は15～35ルーブリであった[43]。マケエフスキー治金工場では，最高の熟練労働者や組長クラスの賃金は，雑役労働者の賃金の3.5～4.7倍になっていた（第29表）。ポクロフスカヤのヴイオルグ地区調査や，マケエフスキー工場の例にみられるとおり，職種別にみたときの賃金の最低水準，そのいみでの基準，いわば最低基準を示すのが雑役労働者の賃金である。もっと低いものとして徒弟期間の賃金があるが，これは基準にならない。かくて，最低辺としての雑役労働者の賃金を金属加工業のなかで観察すると，19世紀末から20世紀初頭にかけて，ほぼ月20ルブリ，前後となつており，年にして240ルーブリ，農村年雇労働者の水準を100％上まわっている。

同一職種の中にも，すでに第28表にもあらわれていたように，かなりの程度の格差がみとめられる。第30表は，その格差のとりわけ大きかったとみとめられるハリコフ県のものであり，しかも，1916年下期という。大戦の影響のかなりあらわれはじめたときのものであるので，そのいみで一定の限界をでもってはいるが，貴重なものである。それぞれの職種について，雑役工の

賃金を基準低辺とし，その下に徒弟賃金が分布し，その上に，外人職長（イギリス人，ドイツ人など）の高賃金をピラミットの頂点として，種々の段階の賃金がならんでいるものと想定される。第30表にみるにみると，上下の両極をのぞいてても，基幹部分の賃金が日に200コペイカすなわち2ルーブリから，日に600コペイカすなわち6ルーブリまで，200％の格差をもって分布しており，職種内の賃金格差は大きいものであったとしなくてはならない。

第30表　ハリコフのゲリフェルィ＝サージェ機械製作工場における賃金分布（人数）1916年下半期

日賃金（コペイカ）	鋳型工	鋳造工	鍛湯治工	圧沸延工	旋盤工	楽器工	小鍛治工	中ぐり工	指物工	塗装工	雑役工	女子工
—50	—	—	—	26	5	1	—	—	—	5	—
50—100	3	18	1	73	19	59	—	—	—	2	7
100—150	2	5	5	22	7	56	1	8	6	111	594
150—200	1	8	10	42	9	51	4	1	1	172	71
200—300	2	20	49	92	23	137	23	10	2	129	68
300—400	10	13	33	111	72	134	2	37	9	11	5
400—600	3	15	37	146	27	104	2	47	20	10	—
600—800	1	24	11	24	7	33	—	2	—	—	—
800—	—	12	5	21	1	4	—	—	—	—	—
計	22	115	151	557	170	579	32	105	38	440	745

ネストレンコ，前掲書，288頁より。

第31表も同様のことを示している。1914年をとってみると，雑役工以下に1ルーブリ以下の賃金がないので，一応，徒弟期間を修了したもののみとみることができるが，各職種内で，2～5倍の格差がみられるる。長期間かかって，少数の労働者が，徐々に高い賃金をうけとるようになって行った，ということになろう。とくに内部の格差の大きい職種は，旋盤工，小鍛治工であるが，この二つは，ともに新しい生産力の先端を代表するものとして，最高賃金がたかく，それをうけとるものの数も多いこと，また，労働者数も多く，悪条件の徒弟，ないし徒弟をおえたばかりの低賃金部分の数も多かった

であろうことで共通している。この点は第30表とてらしあわせてみるとわかる。鋳造工や湯沸工は，高熱重労働なので，労働可能最低年令がたかく，その故に最低賃金が高くなっているものであろう。1914年と1916年を比較すると，職種内の格差はひろがっている。大戦時に実質賃金が大巾低落していくなかで，戦略産業の熟練労働者の賃金のみが，かろうじてある水準を維持した，というのが実相と考えられる。雑役労働者の最低賃金と熟練労働者の最高賃金の格差を算出してみると，1914年6月で700％，1916年6月で923％となる。すなわち8倍および10倍である。この場合，最低線にならんだ賃金には，女子労働者のそれが多く含まれているとみてよいであろう。第30表をふりかえってみると，男子雑役労働者と女子労働者の賃金には，約50カペイクの差があり，女子労働者の賃金をかりに125カペイクとすると40％の格差がある。女子労働者の賃金は一だんと農村年雇労働者の水準に近い。概算してみて，農村年雇労働者の賃金を100とすると，金属産業の女子が140，金属産業の雑役労働者の賃金が200となる。もちろん，生計費を考慮に入れるならば，この差は一だんと狭まるであろことはいうまでもない。

最後に，前述の1860年前後のウラルにおける賃金格差と，第29表，第31

第31表　ハリコフ汽関車製造工場における賃金格差（日賃金，コペイカ）

	1914年6月			1916年6月		
	最高	最低	格差	最高	最低	格差
旋盤工	520	120	4.3	1,228	175	7.0
小鍛治工	530	100	5.3	1,090	120	9.1
鋳造工	560	175	3.2	1,061	315	3.4
鋳型工	410	250	1.6	790	340	2.3
指物工	275	130	2.1	454	200	2.3
鍛治工	522	131	4.0	1,043	205	5.1
鎚工	282	105	2.7	571	136	4.2
湯沸工	395	150	2.6	707	243	2.9
雑役工	140	70	2.0	277	120	2.3
職種別格差	4.0	3.6	—	4.4	2.8	—

ネストレンコ，前掲書，287頁より算出作成。
* 格差は最低に対する最高の倍率。

表にあらわれた賃金格差とを比較してみよう。1860年前後には，すでにみたように，50～100%の格差，すなわち1.5倍～２倍という格差がみられた。20世紀初頭には300%～400%，すなわち４倍～５倍という格差が普通であったとみられる。われわれはここに，不徹底な土地改革の上に発展していった賃金の必然的な姿をみとめてよいであろう。

繊維産業に目をうつそう。同じ繊維産業とはいっても，産業別に賃金格差があった。1900年の数字をとると，平均年賃金は，絹工業で176ルーブリ，羊毛工業で172ルーブリ，綿工業で159ルーブリ，あま，麻，ジュート加工業で137ルーブリであった[44]。最低の位置にあった，あま，麻，ジュート加工業をみよう。第32表は該産業における職種別賃金を示している。ヤロスラヴリ・コストロマ・ウラジミルの三県は，この産業の労働者の80%以上を擁している。もっとも資料の豊富なヤロスラヴリ県についてみると，男子織布工と女子巻糸工との間には，99.5%の格差がある。コストロマ県についてもほぼ同じい。ウラジミル県についても，各職種内を平均すれば，ほぼ同じとみることができる。とはいえ，ここにみられる格差は，先に金属産業でみたものとは全くことなっている。この格差は，まさに年雇農業労働者の賃金水準

第 32 表　あま，麻，ジュート工業における職種別賃金

（1896，月賃金，ルーブリ）

	ヤロスラヴリ県	コストロマ県	ウラジミル県
男子織布工	16.9	15	8.08～15.37
女子織布工	15.25	12	
男子紡績工*	11.5	8	6～10
女子紡績工	10.25	—	7.6～14.4
男子巻糸工**	9.67	—	5.76～12
女子巻糸工	8.47	—	
男子糸巻工***	9.6	12	5～12
女子糸巻工	10.4	—	—

1896年の「賃金と労働日」調査のデータによるもの，カ，ア，パジートノフ，「革命前ロシヤの繊維工業史概説」1958，264頁より。

* ватерщик　** шпульник　*** мотальщик

のところで，その若干上にあがったり，その下にさがったりしているところのものである。年賃金100ルーブリをわずかに上まるかどうか，あるいはそこに達しないか，といった程度の賃金水準のこの産業の中では高賃金職種とても金属産業中の最低職種の水準にかろうじて達するほどのものである。

綿工業の場合には，それより多少ましである。第33表によってそれをみよう。モスクワ，ウラジミル，ペテルブルグ，コストロマの4県は，ロシヤの綿工業の84％を擁していたところである（1913年）。さて，ペテルブルグ県の紡績工の賃金は，第28表でみたペテルブルグ県の金属労働者の平均的部分のそれと一致している。紡績工の賃金はその他の諸県でも20ルーブリを超えている。月10ルーブリという水準はかげをひそめかけている。しかし，とくにウラジミル県にみられるように，麻類加工業と同じような低賃金が存続していることも，同じく注目される。加えて，ペテルブルグでもモスクワでも，コストロマでもヤロスラヴリでも，紡績工の相対的によい賃金をおびやかすものとして，リング紡績工の低賃金があわれていることを見失なうわけにはゆかない。綿工業内の職種別賃金格差は，モスクワ県では100％，ペテルブルグ県では150％，すなわち100対250ほどである。相対的な高賃金層は

第33表　綿紡織業における職種別賃金（1896，月賃金，ルーブリ）

	ペテルブルグ県	モスクワ県	ヴラジミル県	コストロマ県	ヤロスラヴリ県
紡績工	24～55	20.7	12～24.5	20～24	21
リング紡績工	16～24	9.6	—	10～13	10.3
織布工	12～35	14.6	6～18.6	10～14.5	18.6
織布女工	—	13.9	—	—	—
糊付工	24～40	—	—	—	—
糊付女工	—	19.9	—	—	—
梳綿工	10～17	12.1	—	—	—
選別工	10～17	12.4	—	—	—
糸巻女工	14～20	10.5	4～12.7	8～10	—
雑役工	15～20	—	—	—	—

1896年の「賃金と労働日」調査のデータによるもの，「レニングラード史概説」第2巻，1957，194頁，およびカ，ア，パジートノフ，「革命前の繊維工業史概説」1958，104頁より作成。

紡績工，糊付工であり，織布工は，やや低い。この点は麻類の場合と逆になっている。相対的な低賃金層は，梳綿工，糸巻女工である。なお，リング紡績工の賃金は，紡績工の半分である。

繊維産業における賃金格差の資料の一つとして，前出のトレフゴールナヤ・マニュファクチュアの賃金をみよう。1898年についてみると，プリント(捺

第 34 表　トレフゴールナヤ，マニュファクチュアにおける賃金格差
(月賃金，ルーブリ)

	1898		1913	
旋盤工	39.00	322	76.73	222
機械部門雑役労働者	12.13	100	34.63	100
〃 徒弟	13.35	110	—	—
プリント機械工	78.30	—	112.05	—
染料工	13.80	—	25.13	—
積上工 男子	13.56	184	23.49	189
〃 女子	7.36	100	12.44	100
〃 年少者	6.67	91	11.77	95
プリント機械つき 男子	11.04	168	24.45	175
〃 女子	6.58	100	13.97	100
仕上げ機械つき 男子	12.65	190	24.45	181
〃 女子	6.67	100	13.50	100
〃 年少者	7.13	107	13.34	99
晒白工 男子	12.42	180	20.55	171
〃 女子	6.90	100	12.05	100
〃 年少者	7.59	110	13.15	109
染物工 男子	11.73	176	25.33	176
〃 女子	6.67	100	14.41	100
〃 年少者	7.39	111	—	—
蒸し工 男子	10.81	157	25.99	203
〃 女子	6.90	100	12.83	100
捺染部門男子最低最高格差	1.28		1.27	
捺染部門全体最低最高格差	2.06		2.21	

カ，エム，ロシコヴァ，前掲書，334，339頁より算出，作成。

染）機械を操作する熟練工の高賃金をのぞいて，その他の職種はすべて低辺的賃金である。男子労働者のみについてみると，捺染部門内での職種別賃金格差は20～30％のものである。ただ，同一職種の中で，成年男子と年少者及び女子とのあいだに劃然たる格差のあることに気づく。年少者と女子の賃金はほぼ同一水準にあり，その水準を基準とすると，男子の賃金は70～90％ましのところにある。この男女別格差は，各職種について，かなり近接した値を示しているのが注目される。これらの格差は何をいみするのであろうか。その点を考えるために，参考のため列挙してある機械部門（同マニュファクチュア内の）労働者の賃金と照しあわせてみよう。すると，機械部門の雑役労働者の賃金水準が，捺染部門の男子賃金とほぼひとしいことがわかる。1913年についても，第29表の雑役労働者（金属産業）の低水準すなわち日に１ルーブリは，月にして24～25ルーブリとなるから，同じ結果が出る。一方年雇農業労働者の年賃金100～140ルーブリは，月にして8.3～11.7ルーブリであり，そうしてみると，女子賃金は年雇農業労働者の賃金より低めである。1913年についても，第11表によって農村労働者の名目賃金が２割方上がったことを考慮に入れると10ルーブリ～12.8ルーブリとなり，かろうじて同水準ということである。かくて，職種別格差が小さいことは，すべてが雑役労働者水準にくぎづけされていることを意味し，男女別格差が70～90％あることは，女子労働や年少労働を利用して，農村年雇労働者以下的な，停滞的過剰人口的賃金水準が創出されようとする傾向を示している，とみることができる。

繊維産業の賃金格差を概括してみよう。まず職種別格差は25～150％，すなわち，100対125～250ほどであって，あまり大きなものではない。しかし，これは，全体としての賃金水準が低く，それをうちやぶるべき高賃金がほとんどあらわれていないことによる。一部に，すなわちペテルブルグの紡績工の例にみえるように，金属産業の一般熟練工の賃金水準に近ずいた部分もある。しかし，基幹部分は金属産業における雑役労働者水準，しかもその中でも低い部分と並ぶ位置にある。したがって大量の労働者が農村年雇労働者的な水準にあり，一部には，それをさらに下まわるような極端な低賃金が発生

している。

次に，南部ロシヤにとって重要産業であった砂糖業の資料にあたろう。1901/02年のコリユコフスキー工場の例でみると，大多数の労働者の日賃金は27～50カペイクであった。すなわち，25日稼動で計算して，月賃金6.75ルーブリ～12.5ルーブリである。これは，農村賃金そのものである。守衛が日に41カペイク，月に（25日計算，以下同じ）10.25リーブリ，契約労働者（おそらく，あらかじめ操業期間がきたたら働くことを約束していた労働者）は日に66ルーブリ，月に16.5ルーブリ，蒸気機関作動工は日に79カペイク，月に19.75ルーブリであった。やや高賃金層としては，小鍛治工の日に138カペイク，月に34.5ルーブリ，その下の職工の日に95カペイク，月に23.75ルーブリ，職長と煮つめ工（ヴァールシャク）の日に100～165カペイクすなわち月にして25～41.25ルーブリがあった[45]。本来金属労働者たる小鍛治工などはさておき，この産業固有の熟練労働者としては煮つめ工が注目される。ここでは，その賃金はかろうじて金属産業における一般熟練工の水準に達している。とはいえ，この種の労働者は，一工場に数人ほどのものであったろうし，これより上の層はもうなかったのである。レーニンの「発達」中に引用されているところによると，チェルニゴフ県のクロレヴェツ市では「女の住民は甜菜畑の仕事を大事に思っている。秋には，甜菜をあらう仕事は1ベルコヴェツにつき10カペイク支払われてるが，女2人で1日に6～10ベルコヴェツあらう。」したがって1人1日30～50カペイクとなる。「ある人々は，成育期における手入れ作業，すなわち除草と土寄せにもやとわれる。そのときには，堀出しと洗いの仕事をふくめた完全な手入作業にたいして，あらった甜菜1ベルコヴェツにつき25カペイクづつもらう[46]」。このように，砂糖工場は農村に散在していったばかりでなく，労働内容が農業労働とつながっており，圧倒的に農村賃金に影響のもとにあった。

つづいて工場労働者以外の種々のカテゴリーの労働者の賃金について観察しよう。まず建設労働者について。第35表の1883～1897年を基準にとってみよう。雑役労働者の日賃金は77カペイク，25日稼動で月賃金19.25はルーブリ，

第 35 表　建設労働者の職種別賃金格差（ペテルブルグ）

	1863—1867		1878—1882		1893—1897		1908—1912	
	日賃金コペイカ	格差	日賃金コペイカ	格差	日賃金コペイカ	格差	日賃金コペイカ	格差
指物師	100.0	148	116.0	165	135.5	176	192.5	196
塗師	87.0	128	112.0	160	130.4	169	163.8	166
大工	85.4	128	117.8	168	121.2	157	160.3	163
左官	84.6	125	111.0	158	135.2	176	164.2	167
石工	94.2	139	110.4	157	126.2	164	154.9	157
雑役労働者	67.8	100	70.2	100	77.0	100	98.4	100

エス・ゲ・ストルミリン，前掲書，113頁より算出，作成。

年賃金231ルーブリとなる。ペテルブルグ近辺の年雇農業業労働者の賃金を145ルーブリで計算すると，建設業の雑役労働者の賃金はそれを59%上まわっていることになる。したがって，金属産業における雑役労働者の賃金には及ばないが，それに近ずきつつあるといえる。もっとも，これはペテルブルグの数字であるから全国的な水準はやや低めに見積らねばならぬし，建設労働は季節労働の性格がつよく，したがって労働年がみかかったと考えられるから，その点でも割引きしてみなくてはならない。とはいえ，年雇農業労働者の水準を若干なりと上まわっていたことはたしかであろうし，物価水準にほぼスライドしながら賃金水準がうごいていることがみとめられる。

建設業における熟練職種賃金の相互関係は時代により多少変動している。指物師がその他よりも若干高めであるが，全体として大差はない。雑役労働者と熟練職種の労働者との間には1860年代で30%ちょっと，1890年代で70%ほどの格差がある。格差の増大は，ここでも雑役労働者賃金を底辺にしながら一部賃金が発展していったことを意味しよう。

鉱山労働者の職種別賃金はどうであったか。ア・ア・ネストレンコが19世紀末の状態として報告しているところによると，南ロシヤの炭砿で，先山採採夫は1日に1ルーブリ～1ルーブリ20カペイク，そり引き（サノチニク）が1日50カペイクで1ルーブリにまで達するのはごくまれであった。堀進夫は1ルーブリ15カペイク，支繰夫（大工）や充塡夫（石工）は1日1～2ル

ーブリであった。普通女子や子供が主であった選炭夫は1日20～30カペイクであった[47]。支繰夫や充塡夫の賃金を第35表の大工や石工の賃金と対応させてみると大凡の一致はみとめられる。しかし，ここで問題となるのは，鉱山の労働条件は厳しいので，どうしても労働年がみちかくなり年賃金が少なくなる点である。バフムツキー郡の坑では，鉱山労働者の年賃金は159～251ルーブリ，平均234ルーブリ月にして19ルーブリ50カペイクであった[48]。かくて先山＝採炭夫の日賃金1～1.2ルーブリも，他産業とくらべればわるい賃金であったろう。それから，ここではもう一つ，そり引き労働（坑内運搬）と選炭労働に対して，地下労働という悪条件の中で一方は50カペイク，他方は20～30カペイクという，最低以下の賃金が支払われていることである。選炭夫の20カペイクの支繰夫の2ルーブリとの間には10倍という格差がある。この大きな格差の主たる要因は，この場合は最低以下的な賃金の存在によるのであり，賃金の一部が出発点から下におちこむことで生じた。したがって，賃金の一部が出発点から上へ昇ってゆくことで生じてきた金属産業内の賃金格差とは，質のちがったものとみなくてはなるまい。

鉱山賃金の劣悪さは，一段と機械化された坑においても大差なかったもののようである。第36表をみると，採炭でも運搬でも一段技術的に高いことがうかがわれるが，賃金は大差ない。さきのそり引きにかわって貨車，トロッコをあつかうようになった労働者は，80～90カペイククと多少よくなっているとはいえ，採炭も堀進もかわらず，支繰夫の賃金がかえってここでは低くなっているのがめだつ。格差は成年だけで30～40%，すなわち100対130～140，年少者も入れると100%，すなわち100対200となっている。

労働者階級の中の，もう一つの重要なカテゴリーは運輸労働者である。運輸労働者の中では鉄道労働者の資料がもっともととのっているようである。それは鉄道が国有化されていた故である。第37表は年金及び貯蓄共済基金に加わっている鉄道従業員に関する統計から，ア・ゲ・ラーシンが作成したものである。この表の中には，鉄道労働者の賃金格差が反映されているが，資料の性格からくる制約がある。この表では労働者の中で10年以上勤続したも

第 36 表　アレクセーエフ鉱業会社カリムス＝ボゴドウホフスキー坑での職種別賃金（1901，日賃金，コペイカ）

	成年		年少者	
	5月—10月	11月—4月	5月—10月	11月—4月
トロッコ馬方	120	110	—	—
堀進夫*	120	100	—	—
支繰夫	120	100	—	—
採炭夫**	110	110	—	—
鋪石夫	90	85	—	—
貨車係	90	80	—	—
ドア番	—	—	70	60
制動係	—	—	60	55
ランプ運び	—	—	60	55

* дорожный　** стволовой　（ハッパ使用）

エリ・リデルマン，「黒い金の国にて」，40頁，エフ・ゼ・ローシ，前掲書，168頁より。

ののみが計算の対象となっている。10年たたないと基金に参加できないからである。一方，鉄道従業員の雇傭形態は常傭，臨時，日雇の三つにわかれており，1910年でみると，機関車・車輛部の従業員の内別けはそれぞれ36.9%，3.6%，59.5%，運輸部では85.7%，5.4%，8.9%，軌道部では53.6%，3.6%，42.8% となっていた[49]。保線工手および踏切手の全体の平均年賃金は1905～1913年に115.5ルーブリにすぎなかったのである[50]。この表は，一般労働者と高級職員との給与格差をみることのできるめずらしい資料である。ただし，そのいみでも若干の留保が必要である。というのは，この表にあらわれているのは本俸であり，高級職員には種々の附加給（ドプラータ）があったと考えられるからである。以上を考慮に入れて観察しよう。最低職種の保線工手は115.5～148.1ルーブリで，まさに農村年雇労働者水準である。守衛及労務者，シグナル手，転轍手までが，いわば金属産業における雑役労働者水準である。日に1ルーブリ，月に25ルーブリ，年に300ルーブリの水準をこえるところに電話手，車輛検査員，連結手がある。金属産業における熟練労働者の低位部分の水準である。最高度熟練労働者水準に機関手が

第 37 表　鉄道従業員の俸給（オクラード）の格差

職務	所属	1897～1913年の平均年俸給	
		ルーブリ	格差
上級職員	軌道部	2247.8	15.2
上級職員	運輸・電信部	2106.8	14.9
上級職員	機関車・車輛部	1995.4	13.5
一般職員	本庁	743.3	5.0
機関手・機関助手	機関車・車輛部	715.0	4.8
事務所職員	軌道部	698.9	4.7
事務所職員	機関車・車輛部	620.8	4.2
機械技師・電信監督	運輸・電信部	611.6	4.1
事務所職員	運輸・電信部	605.9	4.1
駅長	運輸・電信部	583.8	3.9
保線工手・架橋工夫の監督	軌道部	560.2	3.8
その他非技術職員	運輸・電信部	425.8	2.9
その他非技術職員	軌道部	396.7	2.7
列車手	運輸・電信部	360.5	2.4
電信手	運輸・電信部	349.1	2.4
車輛検査員	機関車・車輛部	339.1	2.3
その他の非技術職員	機関車・車輛部	331.6	2.2
連結手	運輸・電信部	321.4	2.2
シグナル手	運輸・電信部	259.8	1.8
守衛及び労務者	本庁	219.8	1.5
転轍手	運輸・電信部	190.5	1.3
守衛及び労務者	軌道部	188.5	1.3
守衛及び労務者	機関車・車輛部	186.0	1.3
守衛及び労務者	運輸・電信部	178.6	1.2
保線工手	軌道部	148.1	1.0

ア・ゲ・ラーシン，「1884—1913年のロシヤ鉄道労働者・事務員の賃金変動」，より。

る。一般事務職員大象は，最高度熟練労働者と一般熟練労働者との中間水準に分布している。上級職員は，農村年雇労働者の15～20倍の給与を得ている。

運輸労働者のその他の部分について督見しよう。1903年7月8日のオデッサのオクラナ（保安警察）の秘密報告の資料によると，港における貨物のつみおろしに働いていた労働者は，日の出から日の入りまで働いて70～80カペ

イクうけとっていた[51]。エリ・イワノフの研究によると，商船の乗務員は20世紀初頭に，火夫（コチェガール）と水夫（マトロス）が月に10～20ルーブリうけとったにすぎず，機関手（マシニスト）のみが25～45ルーブリになったにすぎない[52]。沖仲仕，火夫，水夫は，農村年雇労働者水準の上限から，金属産業の雑役労働者水準のあいだに分布している。機関手のみが，金属産業の一般熟練工水準にかろうじて達している。

すでに，繊維産業，製糖業，鉱山業の一部に，農村年雇労働者水準を割る極端な低賃金のあったことがわかっている。そうした，いわば底辺以下的賃金について若干観察しよう。

まず林業労働者について。レーニンが「発達」の中で，クスターリ委員会の報告（1887）によって記しているところによれば，「ヴャトカ県の研究者は，木材業への雇傭がふつう租税の徴集期にあたっていること，経営主からの日常必需品の掛買が，賃金をひどくひき下げていること，を注意している。……『木材の伐採人も薪の伐採人も，夏は1日に約17カペイク，馬をつかって1日に33カペイクをうけとる。……このわずかな給料は，この営業がもっとも非衛生的な状態のもとで行なわれていることをおもいだせば，労働にたいする報酬には値しないものである[53]』」。「ヴャトカ県のスロボドスコエ郡では……木材業に従事している労働者は18,865人で，その賃金は労働者1人あたり19.5ルーブリであった[54]」。1日33カペイクであれば月，4.25ルーブリとなる。19.5ルーブリはその賃金の4～5ヶ月分である。そして19.5ルーブリは月賃金としてさえ充分なものではない。労働の価格の極端な低さ，および労働年の極端なみちかさは，この賃金が現役労働者軍のものとみることのできないこと，賃金以下的なもの，潜在的過剰人口に固有なものとみなくてはいけないことを示している。製糖業の賃金の一部はこのカテゴリーに入るであろう。

底辺以下的賃金には停滞的過剰人口のそれもある。「モスクワ県統計報告書（1882）」によると，靴下の機械制生産における女子労働者1日の稼ぎは14～30カペイクで，手工業的生産の場合には1日約8カペイクであった[55]。

1894年度の，オロネェツ県のクスターリ調査報告によると，仕上げされた栗鼠の毛皮の裁縫には，カルゴポリ市のもっとも貧しい町人とパヴロフスク郷の農婦とが従事していた。裁縫女に対する工賃は安く，彼女らは自分の生計費として1ケ月わずかに2ルーブリ40カペイクから3ルーブリしか稼がない。しかも，これだけ稼ぎ出すために，彼女らは腰ものばさずに12時間もすわっていなくてはならない[56]。モスクワ県で，綿紡績業の糸巻き作業にたくさんの婦人が働いている。児童は5～6才から働きはじめ，日賃金は10カペイク，年賃金は17ルーブリである。編物業では6才から働きはじめ，日賃金は10カペイク，年賃金は22ルーブリである[57]。モスククワ県スヴェニゴロド郡ペルフシェヴオ郷の仕立屋の親方は，1877年戦争当時，3台のミシンと10人の日雇女をつかって，1日に5～6ルーブリの「利益」を上げ，日雇女には20カペイクづつ支払っていた[58]。オデッサで，あめを紙にくるんでねじる作業をする家内労働者，捻り屋（ザヴォロチィ）は，プード当り25～40カペイクうけとっていた。経験をつんだものでも1日に1プード半でせいぜいであつた。少年は1日かかつて7カペイクかせいだ[59]。前述の繊維労働者の一部，および鉱山労働者の一部の低賃金もこのカテゴリーに含まれよう。

雑役労働者の賃金の中にも格差がある。農村年労働者ならぶ現役労働者の賃金の最低辺をなすのが，その上位のグループであり，潜在的，停滞的過剰人口の「賃金」をなすのが，その下位グループである。第38表にあっては，その境界を60～70カペイクのところにみてよいと思われる。女子，年少者に，農業的地域に，下位グループの多いことがわかる。

特殊な賃金の一つに徒弟賃金がある。総括的資料はないので個別例によつて推測することにしょう。コンシン更紗捺染工場での徒弟期間は4～5年であった。徒弟期間の賃金は，1870～1900年のあいだほとんど変動しなかった。彫刻職の徒弟は5年の期限で，第1年目は月1ルーブリ25カペイク，第2年目は2ルーブル50カペイク，第3年目は3ルーブリ75カペイク，第4年目は5ルーブリ，第5年目は6ルーブリ，67カペイク，それぞれ毎月うけとった。画図職の徒弟は，第1年目に月4ルーブリ，第2年目に5ルーブリ，

第 38 表　キエフ工場管区内の諸工場における雑役労働者の日賃金
（コペイカ）

県	成年		年少者（15才～17才）		幼年者（12才～15才）	
	男	女	男	女	男	女
ヴォルニヤ	80	50	40	40	30	30
キエフ	105	105	75	60	45	33
ポドリヤ	45	30	30	30	20	20
ポルタワ						
a）ポルタワ市およびクレメンチューガ市	70	40	40	30	30	25
b）その他のまち	60	30	30	22	20	12
タヴリダ	75	60	50	40	30	30
ヘルソン（ニコラエフオデッサを除く）	70	60	40	40	30	30
ニコラエフ市	100	75	50	50	30	30
オデッサ市	120	100	100	70	60	45

ローシ，前掲書，169頁より。

第３年目に５ルーブリ50カペイク，第４年目に７ルーブリうけとった。小鍛治職の徒弟は４年の期限で，第１年目には無償，第２年目に月３ルーブリ，第３年目に５ルーブリ，第４年目に７ルーブリうけとった[60]。各職種とも，最初はゼロないしはゼロに近いところからはじまって，４～５年で７ルーブリ前後になるまで階段状に上がつている。徒弟期間の初期における各職種間の差は，年少な徒弟が，どれだけ実質的に作業を負担しうるかにかかっていたものと思われる。徒弟期間が終了すると，日賃金50～60カペイクのあたりからはじまって年々若干賃金が上がっている。すなわち月賃金にして12.5～15ルーブリから出発したことである。日賃金１ルーブリの水準に達するために10年以上かかっている例もみられる（第39表）。

徒弟賃金と一人前労働者の賃金との格差は他の産業においても同様であったと考えられる。あまり適当な資料ではないが，1913年ペテルブルグの「シュツケルト」工場の金属労働者がストライキに際して出した要求の中に「見習工について。１．第１年目に時間当り賃金５カペイク，第２年目に８カペイク，第３年目に12カペイクそれぞれ支払うこと。２．見習を終えたら免状

第 39 表　コンシン工場で徒弟を終えた若干の労働者の日賃金歩合の変化
（コペイカ）

労　働　者　名	徒弟期間	1880	1885	1890	1895
もと彫刻職の徒弟だったもの					
ア・エス・ペロウソフ	1872—1877	84	110	140	156
ヴェ・ア・ベレジン	1872—1877	不明	140	180	200
イ・ヴェ・ハヴロシュキン	1873—1878	130	150	173	—
イ・カ・フェードロフ	1872—1877	105	120	180	207
エム・ア・ゼルノフ	1871—1876	160	173	200	217
ベ・ア・マスロフ	1880—1885	—	33	55	77
エス・ヴェ・トロイッキー	1880—1885	—	37	62	120
オ・デ・オレーニン	1880—1885	—	37	57	98
もと小鍛冶職の徒弟だったもの					
ア・ア・アファナシエフ	1879—1883	—	55	90	90
ア・デ・ヴォロビエフ	1881—1885	—	—	63	90
ヴェ・エス・コルニヤコフ	1879—1883	—	60	85	95
エヌ・エヌ・スミルノフ	1881—1885	—	—	65	85
ペ・エフ・ナルィシュキン	1879—1883	—	55	85	—

ギリベルト，前掲書，326頁より。

を与えよ」という項目があった[61]。1時間12カペイクで，10時間労働日とすると1.2ルーブリとなる。これは労働者の要求であるから，実際の賃金はその3分の2ほどのものであったとして，第3年目で大凡80カペイクということになる。一方，1913年のペテルブルグの熟練金属労働者の賃金は1日大凡2～3ルーブリのものであったろうから，徒弟が最終年に得る賃金と，徒弟を終えて10年もたったものの賃金との間には3倍以上の格差があることになる。

関連して年令別賃金格差をみておこう。第40表は1908年モスクワ地方の7万人の労働者を対象になされた調査の結果である。12才～15才の年少者の賃金を基準にするならば，年令別格差は，読みかきできるものについて3.4倍，読みかきできないものについて2.3倍になるが，20～25才の水準を基準とすると20%，40%の格差にすぎない。読みかきできるものの間の方が格差が大きくなっているのは，そちらの賃金の方が出発点は同じでも発展しうる余地

の大きかったことを示し，年少者のあいだで読みかきできるものの方が賃金がひくいのは，熟練工になるために徒弟賃金に甘んじるものがより多かったことを意味するのであろう。

第 40 表　モスクワ地方における年令別賃金格差（1908，月賃金，ルーブリ）

労働者の年令	読み書きできるもの		読み書きできないもの	
	月賃金	格差	月賃金	格差
12才—15才	8.81	41	9.69	52
15才—20才	14.12	66	14.27	77
20才—25才	21.31	100	18.50	100
25才—30才	25.22	118	20.70	112
30才—35才	27.92	131	21.56	117
35才—40才	28.51	134	22.57	122
40才—45才	29.78	140	22.58	122
45才—50才	30.36	142	22.58	122
50才—55才	29.91	140	22.25	120
55才—60才	28.18	132	21.18	114
60才以上	24.51	115	18.57	100

ア・ゲ・ラーシン「ロシヤ労働者階級の形成」，1958，605頁より算出作成。

勤続年数別賃金格差は年令別格差よりは多少大きくなっている。勤続年数が長くなるということは，すなわち半プロレタリア的性格や潜在的過剰人口的性格がうすれてゆき，本来のプロレタリアートとしての性格がつよまってゆくことであるから，それは当然である。

第41表によると，格差はほぼ2倍すなわち100％どまりのようである。第42表のバクー石油業においてはもっと小さく，40％である。バクーにおいて格差が少ないのは，出発点たる勤続1年未満の水準が高かったからであるとみてよいであろう。第40表にみた年令別賃金も，読みかきできるもので45～50才が頂点，読みかきできないものは35～40才で頭うちとなっており，格差も40％，20％ほどのものであった。勤続年数別格差もこの程度のものであったということになると，ロシヤの賃金は相当に西欧的なものであったといわなくてはならない。しかし一方，第30表にみるたように，農村年雇労働者の

第 41 表　勤続年数別賃金格差Ⅰ（ウラジミル県スズダリ郡，月賃金，ルーブリ）

勤続年数	読みかきできるもの		文盲・半文盲	
	月賃金	格差	月賃金	格差
1年未満	12.9	100	10.3	100
1～1.9年	14.0	109	12.0	117
2～4年	17.2	133	15.0	146
5～9年	18.2	141	17.0	165
10～19年	24.2	188	18.4	179
20～29年	24.4	189	18.3	178
30年以上	25.6	198	21.3	207

ア・スミルノフ，「スズダリ郡の農村住民の営業」「ウラジミル県ゼムストヴォ通報」，No. 1，1902．ラーシン前掲書，604頁より算出，作成。

第 42 表　勤続年数別賃金格差Ⅱ（バクー石油業，日賃金，コペイカ）

勤続年数	読みかきできるもの		読みかきできないもの	
	日賃金	格差	日賃金	格差
1年未満	167	100	161	100
1～3年	178	107	161	100
3～5年	200	120	174	108
5～7年	203	122	205	127
7～10年	215	129	215	134
10年以上	233	140	215	134

ゲ・イェ・スタルツェフ，「石油業における労働者，事務員」，「石油業」No.5 1900.ア・ゲ・ラーシン，前掲書，607頁より算出，作成。ただし，ロシヤ人労働者のみ。

雇役的賃金水準をベースにして，その上につみ上げられ発展したロシヤの賃金は，同一職種内に大きな賃金格差を生ぜしめており，日本のような年功給への発展の条件の一つは具備されていたというべきでろう。

企業別ないし事業所別の賃金格差も無視しえない。例えば，ペテルブルグの紡績工の賃金は，1896年の調査では，トリウムファリスカヤ・マニュファクチュアおよびヴオラニン・マニュファクチュアでは24ルーブリ，ミトロファ

ニエフスキー工場およびノヴオ・サンポソニエフスキー工場では25～30ルーブリ，スタロ・サンポソニエフスキー工場では43ルーブリ，≪ネフカ≫工場およびポロフツェフ・マニュファクチュアでは55ルーブリであった。100%以上の格差である。モスクワ県でも，紡績工の賃金は，クレストヴニコフ工場の17.5ルーブリからラメンスキー工場の24.72ルーブリまで，41%の格差があった。ウラジミル県では，テズインスカヤ・マニュファクチュアの12ルーブリからサヴィ・モロゾフ・マニュファクチュアの24.48ルーブリまで，やはり100%以上の格差があった[62]。

しかし，この格差が企業ないし事業所のどのような属性と相関しているかに関する総括的資料は少ない。モスクワ県の繊維工業についての工場規模別の集計は貴重である。第43表にそれをみると，工場規模と賃金とはきちんと照応している。規模の大きなところほど，賃金は大きい。とはいえ，その格差はいまだあまり大きなものとはいえないであろう。ヴェ・アルィモフの計算したところによると，1901年「手工業工場（レメスレンナヤ・ファブリカ）」の労働者の平均賃金は195ルーブリで，工場労働者の3分の2にあたたった[63]。一方，工場規模と賃金がまったく関係のなかった部分もあった。第44表がそれである。工場別の賃金格差と労働時間制度との関係をしめすものとして，1882年にペ・ア・ペスコフの報告するとこによると，モスクワで15時間労働日の10工場の平均月賃金16ルーブリ，14時間労働日13の工場の平均月賃金17.87ルーブリ，13時間労働日の14工場の平均月賃金20.11ルーブリ，

第43表　モスクワ県の繊維労働者，工場規模別賃金格差（1909）

	ルーブリ	格差（%）
1,000人以上	219	100
501～1,000人	204	93
101～ 500人	197	90
51～ 100人	188	86
21～ 50人	192	88
20人以下	162	75

レーニン全集，第19巻，322頁より。

第 44 表 製糖業の平均日賃金（コペイカ）

	小 企 業	巨 大 企業	精 製 工 場
1913	50	49	49
1914	48	51	53
1915	60	70	60
1916	86	81	75

生産期間のみ。キエフ工場監督官資料による。

ネストレンコ，前掲書，286頁より。

12～11時間労働日の8工場の平均月賃金は21.66ルーブリであった[64]。以上の諸事実から，ロシヤにおいて企業規模別賃金格業はそう大きなものではなかったこと，および，高年令労働者の相対的高賃金をまかなって年功給を形成しうる経済的可能性がロシヤの大企業になかったわけではないことをみとめることができる。

賃金の民族別の格差も忘れられない。ロシヤにおいてこの問題は二つの側面をもっていた。その一つは，熟練職工あるいは職長，技師としてロシヤにやってきたドイツ人，イギリス人など西欧労働者の高賃金の問題であり，その二つは，ロシヤ帝国内の少数民族労働者の低賃金の問題である。これはともにデータが不足である。後者の問題について若干の事例を上げよう。ゲ・イエ・スタルツェフが1900年に論文「石油業における労働者，事務員」にしるしているところによると，バクー石油業において，読みかきできるロシヤ人の平均日賃金は195カペイク，読みかきできないロシヤ人の平均日賃金は178カペイクであった。一方，アルメニヤ人は，読み書きできる場合で平均日賃金175カペイク，読みかきできない場合は154カペイクであった[65]。10～15%の格差がある。ベ・エフ・ボルズノフによると，1892年ウスリー鉄道を建設する際に，ロシヤ人労働者の日賃金が80～150カペイクであったのに対して，朝鮮人には40～50カペイク支払われていたにすぎなかった。しかもその中から，おそらく30～40%は請貧人に天引されていたであろうとされている[66]。

最後に，地域賃金格差を督見しよう。これは，農奴制残存度の差，都市人

ロと農村人口の比率の差，産業別格差，職業別格差など，これまで触れられてきたすべての要因が複合してあらわれたものといってよかろう。すでに，第28表，第33表にも，同一職種のなかの地域別賃金格差が反映されていた。さらにさかのぼって，第24表，第25表のなかにも，農業年雇労働者の地域別格差が表現されていた。いま，南ロシヤ諸県における工場労働者の平均年賃金を，1901～1908年の8年間平均でみると，エカテリノスラフ県の346ルーブリ，タブリダ県の306ルーブリ，ヘルソン県の288ルーブリから，ポドリヤ県の83ルーブリ，チエルニゴフ県の103ルーブリ，キエフ県の120ルーブリというように[67]大きな格差があった。南部辺境で重工業地帯をかかえ，農奴制もよわかった地域の平均賃金は高く，農奴制の残滓がつよくて，かつ工業の発達の乏しかったところでは，平均賃金が低くなっている。4倍以上にもなるここでの格差には，日賃金の差とならんで労働年の長さの差も反映していたはずである。また，1897年の「金融通報（ヴェストニク・フイナンソフ）」によると，ウラルと南部の鉱山業労働者数千人についての調査で，労働者1人あたりの年賃金がウラルの177ルーブリに対して南部は450ルーブリであった[68]。格差は2.5倍である。ウラルの鉱山業は，鉱山主がが同時に土地所有者でもあって農奴制の残存度が他と比較にならぬほどであり，南部ロシヤの急速な発展に比して停滞的な域であって労働年がみちかかったことが，賃金にも反映しているのである。

ア・ゲ・ラーシンの紹介しているロシヤ帝国内の各地方鉄道における平均賃金の格差の資料も，ロシヤの地域別賃金格差を明らかにするのに有効である。ロシヤの全鉄道従業員の平均賃金は1913年に416.7ルーブリであった。いまそれを100として基準にとろう。すると，ザ・バイカル鉄道の平均年賃金は654.5ルーブリで，全国平均の157％になった。中央アジア鉄道では517.8ルーブリで124.2％，ザカフカス鉄道では515.3ルーブリで123.6％，タシュケント鉄道では507.0ルーブリで121.7％であった。これらの高賃金には植民地手当的なものが含まれて含まれてあったものと考えられる。モスクワ・クルスク・ニジェゴロド鉄道，やニコラエフ鉄道など，重要工業地帯をと

おる鉄道がそれにつづき，年賃金498.1ルーブリおよび493.9ルーブリ，割合にして119.5%および118.5%であった。もっとも平均賃金の低い部分は，農奴制のつよい農村地域をとおる鉄道，あるいはウラルの鉄道であった。モスクワーカザン鉄道では平均年賃金354.3ルーブリ，割合でみると全国平均の85.1%，リャーザンーウラルスク鉄道は324.7ルーブリで77.9%，ペルミ鉄道は299.6ルーブリで71.9%ということになっている[69]。最低のペルミ鉄道の賃金を100とするとザ・バイカル鉄道の賃金は218となり，ニコラエフ鉄道の賃金は165となる。植民地手当，ないし避地手当的なものを考慮しなくてはならぬザ・バイカル鉄道などの例をさておけば，ヨーロッパ・ロシヤ内では，ニコラエフ鉄道で算定された指数にみられるように60～70%の格差があったとみておいて大過ないであろう。

地域別賃金格差については，もう一つ興味ある資料がある。第45表がそれで，「金融商工通報」がロシヤの158都市の市庁にアンケートを出して集計したものである。人口5,000人以下の小さなまちと，人口7.5万人以上の大都市との間には，建設労働者の賃金に30～40%の格差がある。もっとも，この中には熟練度別の格差も若干混入しているであろうから，若干は割引きして見なくてはならない。

賃金格差に関するまとめを与えよう。種々の側面から格差を観察してみた

第 45 表　建設労働者の平均日賃金の都市人口別格差

都　市　人　口	コ　ペ　イ　カ	格　　差
5,000人以下	133	100
5,000～ 10,000人	136	102
10,000～ 25,000人	141	106
25,000～ 50,000人	153	115
50,000～ 75,000人	156	117
75,000～100,000人	187	141
100,000人以上	180	135

1912年の「金融商工通報」による。

レーニン全集，第19巻，第617頁より算出，作成。

が，一応，もっとも基本的なものは職種別格差であると思われる。しかし同一職種内の格差が，とくに金属産業にみられたように，かなり大きなものになっている点も重要である。格差をもった種々の賃金発生の条件として，雇役的低賃金水準にある農業年雇労働者の賃金が，雑役労働者の賃金とならんで，あるゆる賃金の土台となっていることがある。これを出発点として，種々の賃金がそこから，上へ向かって発展している。金属労働者の賃金にしても，この水準から出発し発展している故に，この土台をかえぬかぎり，平均賃金水準の上昇はすなわち格差の拡大である。一方で，資本蓄積の一般法則の作用により，この低い賃金から出発してさらに低い賃金が潜在的，停滞的過剰人口の賃金として発生し，格差をひろげている。地域による農奴制の残存物のつよさの差による賃金格差の存在も重要である。同一職種内の格差は大きいが，それは年令別，勤続年数別格差となって普辺的にあらわれるほどのものではなかった。日本型年功給に発展しうる可能性がないわけでもなかったが，そちらへ向かって決定的な一歩はふみ出されなかった。賃金格差の近代化のためには，全般的賃金水準の向上，なかんずく，ロシヤの賃金の土台としての農業年雇労働者賃金の水準の向上が必要とされており，そのことは直ちに，民主主義的な土地改革の必要性とつながっていた。

ちなみに，レーニンの計算によるロシヤのプロレタリア人口の構成は次のごとくであった。(1) 農業労働者（ヨーロッパ・ロシヤ）——350万人，(2) 工場労働者，鉱山労働者，鉄道労働者——150 万人，(3) 建設労働者——100 万人，(4) 木材業労働者（伐採，筏流し）及び土木，貨物積荷積却，その他雑役労働者——200 万人，(5) 家内労働者その他——200 万人，合計 1,000 万人[70]。これによっても，一部の工場労働者の若干の労働条件改善によっては，ロシヤの賃金構造の変革は不可能に近かったことは明白である。

（4）賃金形態

ロシヤにおける賃金形態でまず問題となるのは現物賃金である。現物賃金

は，いうまでもなく農奴制的な扶持賃金（コルム）の系譜を引いている。前節のはじめに紹介した，ユーゴ・クナウフスキー工場の例をみても，現物賃金――ここではとりわけ食糧であるが――は妻帯者と独身者によって截然と区別されていた。

1862年，すなわち改革直前のウラルのチェルモフスキー工場では，以下のように食糧の支給が行なわれていた。働き手（デェイストヴィチェリヌィ）の各々に対して，毎月，ライ麦パン5プード23 1/2フント，大麦ひき割り7 1/8フント，塩7 1/8フント，老人の各々に対して，毎月，ライ麦パン3プード17 8/7フント，大麦ひき割り6 7/8フント，塩6 7/8フント，年少者の各々に対して，毎月，ライ麦パン1プード32フント，大麦ひき割り3 5/8フント，塩3 5/8フントである[71]。一応，中心的働き手の年代のものと，補助的な働き手である老人と年少者とが区別され，その上で支給食糧の差があらわれているとの面もあるが，他方，それぞれの背景にある家族構成が，こうした支給形態をもたらしている面を否定しえない。

前出のブーチエロ・ローダリ工場における現物賃金（食糧支給）の状態を第46表に構成してみた。一見してあきらかなことは，現物賃金のわりあいが非常に大きいことである。50%をこえることがむしろ当然であったことがわかる。つぎに，現物賃金は，各職種間，ないし各人間に，ほとんど格差のつけられないものだったことである。あきらかに一人前の労働者ではないものの分担した職種と思われるところに，ちがった額の現物賃金があらわれているのみである。さらにもう一つ上げてみるならば，一人前労働者の職種間の賃金格差が，貨幣賃金の部分の格差としてあらわれていることである。いうなれば小遣部分の格差と比喩してもよいかも知れない。これらのことは，工場緊縛農奴をもって生産していたウラルの諸工場に多少とも共通していたもようである。

一方，すでに早くから出稼農民の自由雇傭労働を利用していた繊維産業においては，若干様子がことなっていたものと思われる。そこでは，家族扶養のための分の食糧も現物で支給されることはない。しかし，ここでは，出稼

第 46 表　ブーチェロ・ローダリの鉄工場における改革時の賃金形態

	ルイシヴェンスキー				ビセルツキー			
	総額A	貨幣B	食糧C	C/A×100	総額A	貨幣B	食糧C	C/A×100
製鉄職場								
装入工	23.41	5.71	17.7	76	32.21	8.5	23.71	74
炉前職工	24.84	7.25	17.7	71	32.21	8.5	23.71	74
労務者	23.41	5.71	17.7	76	29.42	5.71	23.71	81
鉱滓運び	6.95	2.85	4.09	59	8.46	2.28	6.17	73
鉱石割り	7.09	3.00	4.09	58	8.46	2.28	6.17	73
年少者	6.95	2.85	4.09	59	8.46	2.28	6.17	73
半製品職場								
組長	54.85	37.15	17.7	32	41.96	18.25	23.71	57
職工	35.2	17.5	17.7	50	33.99	10.28	23.71	70
労務者	28.63	10.93	17.7	62	31.93	8.22	23.71	74
鍛冶職場(厚物)								
組長	41.8	24.1	17.7	42	—	—	—	—
職工	32.16	14.46	17.7	55	—	—	—	—
労務者	27.94	10.24	17.7	63	—	—	—	—
鍛冶職場(線物)								
組長	45.13	27.75	17.7	39	40.07	16.36	23.71	59
職工	34.16	16.46	17.7	52	33.83	10.12	23.71	70
労務者	29.09	11.39	17.7	61	30.66	6.95	23.71	77

前掲，ウラル資料集，466—467頁より算出作成（数字は平均日賃金，コペイカ）

労働者が雇主から食事の供与をうける，すなわち雇主の賄をうけるという形が生れる。これは現物賃金の一形態とみなくてはならない。第47表のコンシン工場の例にそれをみるならば，すでに1860年に雇主の賄いによる食事供与は支配的なものとはいいえない状態にあったことがわかる。もちろん，雇主の賄をうけないものはすべて自炊していたことにはならない。大勢はアルテリによって生活していたものと考えられる。ところでギリベルトは，この表を作成したさいに，雇主の賄は60/61年について労働者1人1カ月平均3ルーブリ8カペイク要したと推定している。銀ルーブリが紙幣ルーブリの3.5倍の値であるとすると，雇主の賄の価値は1カ月10.78紙幣ルーブリ，1カ年で129.36紙幣ルーブリとなる。これをもとにして，総賃金の中に現物賃金

第 47 表　コンシン工場における若干の労働者の賃金例

労働者名	1860/61	1870/71
ヤコヴ・エフィモフ	4月-復活祭 210紙幣ルーブリ賄なし	月9銀ルーブリ賄なし
エゴール・セルゲエフ	月 14紙幣ルーブリ 賄なし	月7銀ルーブリ 〃
ペヨートル・グリエフ	5月-復活祭52.5紙幣ルーブリ賄つき	月8銀ルーブリ 〃
タラス・エリセエフ	月 17.5紙幣ルーブリ 賄なし	月6銀ルーブリ 〃
エゴール・セメノフ	「?」-復活祭 200紙幣ルーブリ賄つき	月9銀ルーブリ 〃
イヴァン・ニキーチン	月 21紙幣ルーブリ 賄なし	月6銀ルーブリ 〃
ペヨートル・セルゲエフ	4月-復活祭 175紙幣ルーブリ賄つき	月8.5銀ルーブリ 〃
ミハイル・マトヴェエフ	月 21紙幣ルーブリ 賄つき	月8銀ルーブリ 〃
イヴァン・アンドレエフ	月 22紙幣リーブリ 賄なし	月8銀ルーブリ 〃
キリル・エフィモフ	月 29紙幣ルーブリ 賄なし	月9銀ルーブリ 〃
ワシリー・アンドレエフ	月 17.5紙幣ルーブリ 賄なし	月6銀ルーブリ 〃
ミハイル・エゴロフ	月 22.75紙幣ルーブリ 賄なし	月7.25銀ルーブリ 〃

ギリベルト，前掲書，321頁より。

* 銀ルーブリは紙幣ルーブリの3.5倍というのが公式相場であった。

* 雇主の賄の価値は60/61年平均1人1月3ルーブリ8カペイクと測定される。

（雇主の賄）が占める割合を算定すると，ペヨートル・グリエフの場合には61%，ペヨートル・セルゲーエフの場合には43%，ミハイル・マトヴェエフの場合には34%となる。決して小さな割合とはいえないであろう。

第47表によると，60/61年度に雇主の賄をうけていたものも，70/71年度になるとすべて賄をうけなくなっている。この表はもともとギリベルトが賃金水準の変動を測定する目的をもって構成したものであり，かつ賃金支払台帳より，60/61年度にも70/71年度にも共通して発見される氏名のみを選び出して列挙したものである。したがって，この表は，全体としての現物賃金の趨勢をあらわすには不充分なものである。とはいえ，われわれはここに，70/71年度になると，勤続年数の長い労働者の賃金は，すべて1カ月ごとに支払われ，かつ雇主の賄をうけないものに変っていることを読みとることができるのであり，そのことから，定着労働者が増大していくのに照応して，雇主の賄の割合が減少して行ったことを推定して大過ないであろう。

ゼ・エム・デメンチエフが，1884年，モスクワ県の男子労働者について調

査したところによると，雇主の賄は労働者1人について平均4ルーブリ94カペイクであった。同時にデメンチエフは，雇主の食物が，労働者が自分で調理するときよりも24%たかくついていたと報告している[72]。この差がどこまで調理人その他の人件費によるのか，どこまで雇主の商人資本的収奪によるのかを明らかにするすべは今はない。しかし，雇主による賄が多かれ少なかれ，労働者の農奴的束縛と，労働者からの商人資本的収奪を含むものであったろうことは疑えない。

現物賃金の系譜をひくいま一つのものとして，工場売店の独占的支配，売店のチケットによる賃金支払の問題がある。この問題の資料は部分的，ないし総括的整理のもっともおくれた部分であって，たしかなことはいえない。ここでは，大冊「モスクワ史概説」の中で，カ・エス・ヴァシレンコが，80年代のモスクワでは，工場売店（ラーフカ）での価格は市場価格を60～80%も上まわっていたと記している[73]のを指摘するにとどめる。ここでも，労働者の農奴的束縛と，労働者からの商人資本的収奪が発生していたことだけは疑えない。

さて，現物賃金に関する大量的データとして，さしあたりわれわれの手にあるのは，第48表である。モスクワ県における1901～1909年の賃金支払総額

第 48 表　モスクワ県における賃金支払形態

	賃金総額	内訳 %			
	100万ルーブリ	現金	工場売店から品物で支払	消費組合からの掛け買分	雇主の賄いをうけている労働者の食費
1901	53	81.4	8.9	7.3	2.4
1902	54	81.5	9.1	7.0	2.4
1903	57	83.0	8.3	6.6	2.1
1904	55	82.7	9.0	6.5	1.8
1905	57	82.8	9.2	6.5	1.5
1906	64	85.1	7.6	5.8	1.5
1907	71	83.8	9.4	5.3	1.5
1908	73	82.9	10.4	5.2	1.5
1909	73	84.2	9.8	5.1	0.9

レーニン全集，第19巻，326頁より。

とその内別けが示されている。20世紀に入ると，さすがに工場売店からの支払や雇主の賄の割合は小さくなり，あわせて10%ほどの水準となっている。とはいえ，この水準は現物賃金が情勢を支配するものでなくなっていることを示しはしても，問題が基本的に解決されたということを意味するものではない。逆に，現物賃金という農奴制の残滓が，いまだ根づよく各地にのこっていたことを示すものである。モスクワ県の労働者でもっとも重要な位置を占めていた綿工業の労働者についてみると，1909年における賃金総額は，2,880万ルーブリで，そのうち590万ルーブリは現物食糧であった[74]。その割合は20%強である。その他，絹・亜麻加工業・食品工業・畜産品加工業でこうした形の支払がいっそう大きな割合をしめていたとされている。

ペテルブルグにおける労働者の状態は，この点でもモスクワよりは若干良好であったと思われる。1900年にペテルブルグでは，絹工業でさえも，現物賃金の割合は賃金総額の10%であった。鉱産物加工業で8.2%，食品工業で3.9%であった[75]。ペテルブルグにおけるもっともおくれた部門の1900年の水準がモスクワの1909年の平均水準を上まわっていたことになる。

第48表に関しては次の点も注目される。すなわち，1905年の革命が現物賃金の割合にも影響を与えていることである。1906年度，わずかにではあるが現物支給が減り，現金がふえている。

雇主の賄の形による現物収給の位置は急速に減少していったもののようであるが，工場売店の形による現物支給はちがった経過をたどったと考えられる。売店のチケットによる賃金支払を廃止させることはできても，さらに，工場売店にたよらず他商店を利用するとか，労働者の自主的な消費組合をつくるとかいうことは，一層の困難を伴なうことだからである。労働者は事実上，工場売店を利用せざるを得ない。例えば南ロシヤのシンジケート，プロダメート傘下のスリンスキー冶金工場では，多くの労働者は工場の売店から掛け買いしていた。1913年，この工場の売店の売上げのうち，掛け売りが564,000ルーブリ，現金売りが102,000ルーブリで，現金売りは15%であった[76]。労働者の要求は当然工場売店の完全な福利厚生施設化へ向かう。大戦

勃発とともに食糧危機が激化してくると，ペテルブルグの労働者の中にさえ，積極的に工場売店を開くよう要求する声が生れてきている。1916年の8月3～4日に，サンポソニエフスキー織物工場の労働者は，工場に食糧，日用品の店をひらけと要求してストライキを起している。福利厚生施設化といっても，工場主は，売店をも利潤追求の場としようとする努力をやめなかったから，困難な過程であった。1916年，ムーロム市の工場監督官の報告するところによると，工場の売店は，市場（バザール）と同じ価格で売っていた。同時期におけるシューヤの工場監督官の報告によると，市場より安値で売っていたのはゴルブノフ工場とバーリン工場の売店のみで，あとはみな市場と同じであった[77]。多くの売店は一応市場価格で売買するようになってはいたが，一層価格を引き下げて，福利厚生施設としての役割を発揮しているところは数少なかったもののようである。

ロシヤの賃金形態の問題として次に考えなくてはならないのは，罰金制度である。狭いいみでの賃金形態は，いかに賃金によって生産インセンチィヴをつくり出すかという点から出て来ているものであり，そのいみで罰金制度は狭いいみでの賃金形態の範囲を出ているものではあるが，しかし，罰金は，生産的でない行動に対して賃金からの控除を行なうことによって生産インセンチィヴをつくり出そうとするものであり，そのいみで消極的な賃金形態とみてもよいであろう。もちろん，罰金制度は，レーニンのいわゆる「工場主が自分で訴訟して自分で裁判する」という，きわめて農奴制的なものであった。

労働者に課する罰金額には，もともと何の基準も存在せず，まったく雇主の思いのままであった。たとえばスモーレンスク県にあったフルドフのヤルッェフ紡織工場の就業規則には，次のようにあったのみである。

§21 以下の諸条が実行されないことに対して，労働者は罰金を課せられる。

1．工場にあって工場主の指示どうりに作業がなされないことに対して，

2．勝手に作業からはなれたり，欠勤したりすることに対して，

3．祭日だから，夜だからといって，急を要するぜひ必要な作業を忌避す

ることに対して

4．機械が動いているうちに掃除することに対して

5．工場内で喫煙すること，および不用心な火気の取扱いに対して

6．乱暴やいたずらその他で，工場に混乱をもちこむことに対して

7．飲酒して工場に入ることに対して[78]

各地に極端な例があらわれていた。カ・ア・パジートノフによると，ペシュコフの工場（モスクワ）には，次のような文句が機台に掲げられていた。「工場に入ったものには門から出る権利はない。それを犯したものは1ルーブリの罰金を課せられる。」ヤクンチコフの工場では，遅刻15分に対して賃金1日分の罰金が課された。ドアに次のような文句がかかれていた。「もし労働者がきめられた場所にいなかったときは50カペイク乃至1ルーブリの罰金が課せられる」。バフルシュヌイ工場では，1日の欠勤に対して賃金3日分の罰金が課せられた[79]。

ヴ・スヴヤトロフスキーによると，ハリコフ工場管区の労働者は通常次のような罰金を課せられていた。酔っぱらいに対して25カペイクから3ルーブリ，粗野，無作法な言動に対し25カペイクから3ルーブリ，放歌高唱に対して25カペイクから1ルーブリ，下品な言葉に対して3ルーブリ，不用心な火気取扱に対して1ルーブリから5ルーブリ，喧嘩に対して1ルーブリ，仕事に不注意であることに対して25カペイクから3ルーブリ，然るべきでない仕事に従事したとき1ルーブリから5ルーブリ，等々である[80]。

1886年の工場法が出る以前には，罰金に関する大量的な資料はない。ウラジミル県の工場監督官ミクーリンのかたるところによれば，とくに罰金のたかかったのは織物業であって，織物工場のもっとも高い罰金は賃金の10%になっていた。ウラジミル県の工場監督官ペスコフが，とくに高い罰金の例として上げているのは32ルーブリ31カペイクの賃金に5ルーブリ31カペイク，すなわち16.4%の罰金であった。大ストライキの発生したモロゾフ工場の1884年度の罰金は1ルーブリにつき23¼カペイクであった。ただ，罰金には何の規制もなく，個々の工場主，職長にまかせられていたわけであるから，

中には，モロゾフ工場の織物工の職長ショーリンが証言したような，1ルーブリにつき30～50カペイクに達するものも各地に存在していたものであろう[81]。

1886年法は，罰金を課すことが許される事由と，そのそれぞれについての罰金の最高限をきめた。この法の，当面ここで問題となる効果は，第一に，法が直接には，例外的に高かった罰金を規制しえたにすぎず，当時の一般的な罰金に関しては，かえってこれに合法的基礎を与えるものであったこと，第二に，この法をきっかけとして，工場監督官の査検をいとう工場主たちが，罰金制度を狭義の賃金形態の中に解消させはじめたことである。

第一の点についてみれば次のごとくである。たとえば，キエフのマロシエフスキー所有ドニエプロフスキー機械製作工場に出来た罰金表は，罰金が課せられる事由を法によってたてられたカテゴリーで整理しているが，罰金額自体は，あいかわらず恣意的な幅をもった，かつ高額なものとなっている。

1．粗雑な仕事に対して20カペイクから32ルーブリの罰金

2．欠勤に対して，欠勤各1日につき日賃金の半額の罰金（ただし1ルーブリをこえない）

3．規則違反に対する罰金

a　火気を慎重にしないことに対して30カペイクから1ルーブリの罰金

b　静寂にしないことに対して20カペイクから1ルーブリの罰金

c　いうことをきかぬことに対して20カペイクから1ルーブリの罰金

d　清潔整頓をまもらぬことに対して10カペイクから50カペイクの罰金

e　酔って作業につくことに対して30カペイクから1ルーブリの罰金[82]

第二の点については次のごとくである。86年法ののち，ウラジミル県の綿織物工場主はそれぞれの種類の織物に一つの賃率ではなく，二つあるいは三つの賃率をつけた。そして，欠点のない品物をつくった織物工は最高率で支払をうけ，すこし悪い品物をつくったものは第2級の率で，また不合格とみなされるような品物はもっと低い率で支払われる，としたのである。もう一つのやり方は，ペテルブルグのヤコヴレフ機械工場その他からはじまったも

ので，賃金は1日1ルーブリである，労働者に何らの落度がなく，粗雑な仕事も，粗暴なおこないも，欠勤もなかったならば，20カペイクの褒賞金（ナグラードヌイ）があたえられる，というものである[83]。これら複数賃率や褒賞金は，もし労働者の賃金から罰金として差し引いたときには罰金基金にくりこまれ，資本家が完全に自由に使途をきめることができなくなるはずであった金額を，賃金として支払わなかったことにしてしまうことによって，安全に自分の手もとにのこそうとする目的をもつものであった。つまり罰金法の規制からのがれようとする資本家の利潤追求欲から出たものであり，何らかの形で労働者に還元されるべき罰金基金の資金量を減少させるものであった。しかし一方，このような事態をとおしながら，罰金制度が狭義の賃金形態に解消していくプロセスが進行したことをもみなくてはなるまい。

第49表は，モスクワの労働者にかけられた罰金に関する大量的資料である。20世紀に入るころともなると，賃金総額に対する罰金の相対的位置は小さなものとなり，いよいよ罰金制度全廃の日程のせまっていることがわかる[84]。1905年の革命が，その日程をさらに近づけていることもよみとりうる。

しかし，ツアー専制に照応した企業内におけるこの罰金制度は，簡単に消滅しうるものではなかったようである。ストルイピンの反動期，それにつづ

第 49 表 モスクワ県における罰金の変動

	労働者1人あたり平均罰金（コペイカ）	賃金100ルーブリ1年あたり罰金（コペイカ）
1901	30	15
1902	27	14
1903	27	13
1904	29	14
1905	17	9
1906	12	5
1907	15	6
1908	18	8
1909	21	9

レーニン全集，第19巻，323頁より

く産業と労働運動の昂揚期に，罰金制度は力を回復してきている。第49表にもそれは若干うかがえるが，南部の冶金工場の例でみると次のごとくであった。スリンスキー工場では1913年から1914年に全労働者の約半数が罰金を課せられ，罰金額は平均72カペイクにのぼった。ガルトマン工場では1907/08～1911/12年に労働者の½が規則違反の故をもって，平均25カペイク，労働者の⅙が欠勤の故をもって平均90カペイク，労働者の⅛が粗雑な仕事の故をもって平均1ルーブリ50カペイクの罰金をうけていた。ガルトマン工場労働者に課せられた罰金は，1人あたり平均，1907/08年に36カペイク，1909/10年に42カペイク，1911/12年に64カペイクであった[85]。罰金を全廃せよという労働者の要求は資本家によって拒否され，企業主同盟はそのメンバーのために，罰金の統一的基準と，特別の「罰金額表（タベリ・ヴズィスカニー）」を作成するほどであった[86]。

この場合，ロシヤの工場主たちが，労働者のストライキ運動と闘かうための一つの手段を罰金制度に求めた点も重要である。すなわち，1886年法は，労働日の半分以上欠勤したものに罰金をかけることを合法化していたので，工場主はストライキ参加者に欠勤の故をもって罰金を課したのである。とりわけ罰金制度は政治ストライキに対して適用された。ただし，ストライキ運動の規模が大きくなるにつれて，罰金をかけても現実にとりたてられることが少なくなり，加えて，ストライキにかけた罰金がさらにストライキを呼びおこすことも起るようになった[87]。

工場監督官の資料によれば，罰金を課せられた労働者数は，労働者100人あたりのべで次のようになった。1905年に152人，1906年に139人，1910年に242人，1912年に265人である[88]。罰金制度もまた，1917年にいたるまで完全には解決されないでのこった。

狭義の賃金形態の研究はソヴェトにおいても極度におくれているようであり，われわれが手にし確認しうる資料はまったく不充分，不満足なものである。ごく大づかみな見透しのみ，今後の研究の出発点として与えてみよう。

基本的な賃金形態は，各サージェン，各プードごとの出来高給（ズヂェー

リナヤ　プラータ）と，一定の労働生産性のもとにおける1交替ごとの日給と，もう一つ月給とである。1893年1月のウラルのポラズニンスキー工場の例でみると，月給で支払をうけているものは上級職長のみである。鍛接職場，練鉄職場の職長，職工，労務者はプードごとの出来高給であり，溶解工，鍛治工，指物工，大工，旋盤工などが日給になっている[89]。しかし，どの職種が出来高給になり，どの職種が日給になるかということは，その工場において何が基幹作業であるかに大幅に依存することであり，1例によって他をおしはかることはできない。

金属産業にとくに特徴的と思われるものとして，職場請負制とでもいうものがある。1900年のニジュネ・タギリスキー鉱山管区の例を，ヴェルフネ・サルジンスキー工場にみると，マルチン炉職場では産出量各100プードごとに，職長36カペイク，炉蓋工7カペイク，労務者17カペイク，るつぼ工古手21カペイク，若手14.4カペイク，石工26カペイク，石工手伝6カペイク，機械工20カペイク，炉たき工古手15カペイク，若手11.6カペイクが支払われた[90]。同種の例はかなり多数発見される。労働運動の資料に散見される職場給（ツエホヴァーヤ・プラータ）とは，この系譜をひいたものと想定される。

繊維産業では個人単純出来高給が支配的であったとしてまずまちがいあるまい。労働運動の中で問題となってくるものはすべて出来高賃率（ラスツェノク）である[91]。この部門で問題となる特殊なものに，出来高給で働らく織工にさらに雇われる糸巻工（シュプリニク）がある。80年代のモスクワの例でみると，糸巻工は4台の織機について1人ずつやとわれ，1台の織機につき1週10～15カペイクずつ織工からうけとっていた[92]。

副次的な賃金形態としては，追加給（ドバボーチヌイ）褒賞金（ナグラードヌイ）が普遍的であったもようである。19世紀末，キエフの砂糖工場では，もっとも困難な作業ないしもっとも危険な作業につくものに対して，追加給，褒賞金を与えた。その金額は月に50カペイクから2ルーブリまででであった。平均賃金は男子雑役労働者月10ルーブリ，熟練工で15～40ルーブリの

ときであるから，褒賞金の相対的額はそう大きいものではない。しかも，その作業を1カ月つづけられなかったときは労働者は褒賞金を全然うけとらず，追加労働は資本家にとって無償のものとなった[93]。

ツインデリ工場における褒賞金は次のようなものであった。すなわち，会計年度が終って利潤が上がったことが明らかになったとき，「第1級労働者」に対して，利潤の一部をわける，というもので，第1級労働者とは，25才以上，少くとも3年以上勤続しているもの，褒賞金の額は日賃金の10～30日分であった。ただし褒賞金の半分は直接現金で手わたされることなく，労働者が50才以上になるか，勤続15年を超えるか，あるいは死亡したときにのみ払出し可能なものとして凍結された。1894～1899年に，褒賞金は利潤のほぼ1.5%を占めたにすぎず，褒賞金をうけた労働者は全体の10%にすぎなかった[94]。

この2例は，それぞれちがった内容の賃金形態を，同じ褒賞金という名であらわしている。とはいえ，ともに賃金形態としてはさほど複雑なものではないし，また，ともに労働者の無権利状態を如実に表現しているものである。ともあれ，当時の一般的賃金形態は，基本賃金にこの程度の副次賃金，附加賃金のつけ加わったものであったとみられる。

1905～1907年の革命期には，この賃金形態が大いにものを言った。労働運動の高まりにおされて，工場主たちは多くの譲歩を賃金額の面で示したが，その際ぬかりなく，賃上げ分を割増給（プリプラータ）の形にしておき，のちの賃金切下げにそなえたのである[95]。その影響をうけてか労働者の賃金要求の中には，一方では「褒賞金を給与の本俸として与えよ[96]」と資本家の意図に抵抗しているもののあるとともに，他方では，賃金値上げの要求を「給与に割増分（プリバーフカ）をつけよ[97]」といった形式で行なうものもあらわれている。

1907年～1908年に，ロシヤの一部に刺激賃金制，いわゆる能率給が入りはじめていることは注目にあたいする。すでに1907年，企業主同盟の機関紙は，ペテルブルグの金属工業に「出来高給を，時間ぎめで，節約時間に対す

るプレミヤムとともに支払う」形態が広く普及したことを報じていた。同様のものはドンバスの企業，ニジュネ・ドニエプロフスキー工場その他にもあった。ティラーの書物が1911年に出版され，ティラーシステムは，ペテルブルグにおいてばかりでなく，バクーやグルジャの石油業にもひろまった[98]。ペテルブルグ，南ロシヤ，バクーなどの地方はいずれも，ともに労働時間に対する労働者の要求水準がたかく，8時間労働制要求などがすでに現実的基礎をもちつつあった場所である。

南部冶金業における出来高賃金の分布について次の資料がある。スリンスキー工場で，賃金支払総額のうち出来高給部分は，1901/02年に46%，1904—05年に44%，1909年に76%，1911年に80%，1912年に80%，1913年に83%であった。ガルトマン冶金工場では1901～1904年に80%，1905～1907年に68%，1906～1907年に85%，1909～1913年に93%であった[99]。

もう一つ，この時期の問題として，賃金標準化（ノルマニヴァニエ）の運動がある。主たる動機は，労働者の圧力によって個々の工場主が妥協しないようにという点にあった。1907年はじめ，ロッジの工場主同盟は，メンバーが同盟の同意なしに賃金を上げることを禁じ，同盟内の工場のための画一的な賃金基準の作成に着手した。1908年，モスクワ地方工場主同盟内の一部門，香料工場主同盟は画一的な賃金を設定した。1912年，ロシヤ農業機械工場主協会事務局では，各職種についての平均日賃金をつくった。1915年にいたって，ペテルブルグ工場主同盟も同様の動きをはじめている[100]。革命は，この動きがはっきりとした結末を出すことをおしとどめてしまったはいえ，ロシヤの賃金形態を考えていく上にとって重要事実であることはまちがいない。労働者側の要求も，それに照応して，例えば1914年6月（ころ）のプチロフ造船所から出されたものにみられるように，「職場賃金（ツェホヴァヤ・プラータ）の引上げ。組立工助手1ルーブリ以上，枠組工1ルーブリ30カペイク以上，下級組立工1ルーブリ60カペイク以上，徒弟60カペイク以上，雑役工1ルーブリ以上，大工1ルーブリ20カペイク以上，塗装工1ルーブリ10カペイク以上，指物工1ルーブリ10カペイク以上，つなとり1ルーブリ25

カペイク以上，等々[101]」といった形の，職種別最低賃金の要求となっているのである。

最後に，大戦勃発後の問題として，戦時割増（ボエンナヤ・プリバフカ）に触れよう。大戦時の高物価のなかで，労働者の賃金引上げ要求は熾烈なものとなっていた。工場主たちは，1914年末から，賃率引上げではなくて戦時割増という形で賃金のある程度の引き上げをうけ入れはじめた。戦時割増は，あくまで一時的な方策であって賃率ではないことが立前とされた。1915年3月2日，商工省は「戦時割増」に関する政令を発布し，工場主に対し，物価水準にスライドした戦時割増制度を導入するよう義務づけた。もちろん，政令は紙のものにとどまり，決して高物価を相殺しうるものではなかった。具体的な額はつねに労資の抗争をとおして企業ごとに決定された。1915年末のペテログラード（大戦とともにペテルブルグを改名）では戦時割増が月賃金の20～25％になっていた[102]。

戦時割増をめぐる労資の抗争に関する興味ある資料がある。ペテログラードのエリクソン工場では，1915年7月1日，工場側が労働者に対し，戦時割増を17才以上のものに支給する，その場合，妻帯者には7ルーブリ，独身者と女子には5ルーブリとする，と発表した。それに対して，7月7日，労働者代表は，賃金1ルーブリまでのものには賃金の100％，2ルーブリまでのものには75％，3ルーブリまでのものには50％，4ルーブリまでのものには25％，5ルーブリまでのものには20％，6ルーブリまでのものには，15％の割増を支給せよと要求したのである[103]。両者のくいちがいは，一方が月5～7ルーブリというに対し他方が月20～25ルーブリという金額の問題が第一であろうが，それと同時に，一方が家族手当的な，扶持賃金的な形で出してきたものに対して，他方が，低所得者の保護をとくに配しながらも，あくまで正規の賃率の基礎の上に要求をくみたてている点である。1916年1月18日にペテログラードのストリヤーノフ靴工場の労働者によって出された要求も，割増金を賃金1ルーブリ50カペイクまでのものに45％，3ルーブリまでのものに30％，3ルーブリ以上のものに20％というものであった[104]。な

かには，割増分に小さな位置しか与えず，あくまで基本賃金そのもので賃金引上げを達成しようとしている部分もあった。ペテログラードの北方機械ボイラー工場の労働者は，1915年4月，日賃金3ルーブリまでのものは1日75カペイクアップ……6ルーブリ50カペイク以上のものは25カペイクアップの要求と，賃金総額に15%の戦時割増をつけよの要求とを結合していたし[105]，サンポソニエフスキー紡織工場の労働者は，1915年9月，賃金20%引き上げ要求と，全員に戦時割増1日30カペイク要求を結合していた[106]。

賃金形態について簡単なまとめを与えてみよう。現物賃金は1860年ころには非常に大きな割合をしめていたが，1900年代になるとすでに過去のものとなりつつある。しかし地方により，産業部門によっては，未だ総賃金の10～20%を占めていたところもあった。工場売店の福利厚生施設化は20世紀に入っても，ほとんどはじまったばかりである。罰金制度が大きな問題であったことはロシヤ特徴の一つである。1880年代ころには，一部に極端な額の罰金が賃金から控除される例があった。1886年法は，一部の極端な罰金をなくしはしたが，当時の平均的な罰金をかえって合法化するものであった。1900年代になると賃金総額に対する罰金の位置も小さくなり，罰金制度全廃が日程にのぼるが，一方ストライキに対する罰金の普及もおこり，問題は1917年までもちこされた。狭義の賃金形態についてみると，日給出来高給に若干の褒賞金がつくくらいであって，さほど複雑なものではなかった。若干の先進的産工に能率給が入っていたこと，大戦に入って戦時割増が大きな位置を占めたことが目につく。

(5) 相 対 賃 金

最後に，相対賃金について考察しよう。

1908年，大蔵省工業局が大規模な工場調査を行なった。対象は工場監督をうける工場のみではなく，鉱山も消費税を課せられる生産部門も含んでいた。その調査結果をもとにして，ヴェ・イ・ヴァルザールが「財政，工業，商業時報」第50号（1911年12月）に，論文「1909年初頭の帝国加工工場工

業」を発表した。レーニンの紹介によると，次のような数字が与えられている。調査工場数19,983，男女労働者総数2,253,787人，賃金総額5億5,570万ルーブリ，労働者1人あたり年賃金246ルーブリ，利潤5億6,870万ルーブリ，労働者1人あたり利潤252ルーブリ，である。レーニンはこの調査について，「疑いもなく，労働者の賃金額については過大な数字を上げ，生産額と資本家の利潤の額については過少な数字をあげている。というのは，わが国では，この種の調査はみな純官庁式の方法で行なわれており，そのさい資本家だけに回答がもとめられ，労働者に回答を求める必要はないものとみなされているからである。」と注意している[107]。さらに，この調査で生産的労働者と不生産的労働者の区分のないのは明瞭であり，また国庫へ納入されたものについてどのように取扱かわれているかを今たしかめるすべはない。ともあれ，102％という賃金に対する利潤の比率，および，49.4％という価値生産物に対する賃金の比率は，一つのめやすとして役立ちえよう。

次に，ギリベルトの調査結果をもとにして，ツインデリ工場における1890年代末の相対賃金を大雑把に算定してみよう。まず，利潤の資料は1899/00年についてのみのこされていて，年間52万9,000ルーブリであった。1894～1899年の6年間の各1年平均褒賞金支給額は7,556ルーブリであった。この褒賞金は，ツインデリ工場の労働者の10％に与えられ，褒賞金を得た労働者は，日賃金7カペイク，アップと同等の利益を得た[108]。したがって，全労働者にわりふると，日賃金0.7カペイク，アップとなる。さて，この期の平均日給を46カペイクとする。46を0.7で除すると65.7という数が得られ，7,556ルーブリに65.7を乗ずると48万5,000ルーブリという賃金支払総額が推定される。ここでも賃金に対する利潤の比率は100％を若干上まわり，価値生産物に対する賃金の比率は50％を若干下まわる。

第50表は南ロシヤの治金業における相対賃金を示している。1910—1913年の産業の昂揚期の中で，剰余価値率が増大し，相対賃金が減少しつつあることがわかる。ここでとくに注目すべきことは，南ロシヤの治金業はプロダメートというシンジケートを構成した強力な独占体であり，その利潤の中に

第 50 表　南ロシヤ治金業における相対賃金（1910—1913，南露11企業）

	1910	1911	1912	1913
1.賃金総額（百万ルーブリ）	18.3	22.6	26.2	29.1
2.利潤（百万ルーブリ）	15.6	26.6	31.6	38.9
3.労働者数（千人）	38.3	47.3	55.4	59.7
4.労働者1人当り賃金（ルーブリ）	478	478	472	487
5.労働者1人当り利潤（ルーブリ）	407	566	570	651
6.価値生産物（4＋5）	885	1,044	1,042	1,138
7.剰金価値率（5：4）	85	118	121	133
8.相対賃金（4：6）	54	46	45	43

ツケールニク，前掲書，234頁より算出，作成。

は，他産業から独占価格をつうじて流入したものも含まれると推定されるにもかかわらず，表にみる相対賃金の大いさは，前二例にみた数字とさほどはなれていないという点であろう。この点は，一方では前二例にあらわれた相対賃金の大いさの信頼性を補強するものであるが，他方では，ロシヤにおけるこの期の相対賃金の特質について考えさせる問題点を含んでいる。

ネストレンコの研究によると，1903/04年，キエフのコリユコフスキー製糖工場では，精糖部門で64万4,071ルーブリ80カペイク粗糖部門で21万8,428ルーブリ94カペイクの利潤を上げた。合せて86万2,500ルーブリとなる。一方賃金支払額は，わずか5万6,262ルーブリ56カペイクであった[109]。この例はやや極端であるにしても，砂糖工業では1898/99～1907/08年をとおしてみると，価値生産物の60.3%は企業者の利潤に，11.8%は税として国庫に，10.8%は事務員の給与に，17.1%のみが労働者の賃金となったということである[110]。南ロシヤの治金業の立地した地帯は，農奴制の力がよわく，自由な熟練労働者に対して年間500ルーブリになんなんとする賃金が支払われたのに対して，キエフ中心の砂糖工業は，農奴主マニュファクチュアにその源をもち，低賃金の，年賃金が150ルーブリにも及ばぬ労働者をふんだんに使用しえたことが，この差を生ぜしめているのであろう。附言するならば，このことは又，もっとも反動的な道をとおって自からブルジョア化しつつある農奴主たちの健在を暗示するものである。

関連して，請負人＝労務供給業者の手もとにおちる剰余価値部分の問題もある。オデッサ統計委員会のメンバー，イ・エフ・フエドロフが1869年に記したところによると，建設業の季節労働者は7ヶ月働いて雇主の賄つきで60～70ルーブリうけとり，請負人には84ルーブリの収入を得させた[111]。かりに雇主の賄を1ヶ月3ルーブリ40カペイクとみつもると，7ヶ月で23ルーブリ80カペイクとなる。季節労働者の平均手取を65ルーブリとすると，賄をふくめて88ルーブリ80カペイクとなる。労働者は，賃金とほぼ同額のものを請負人に取得させたことになる。オデッサの港湾労働者の労働条件についての1903年7月のオクラナ秘密報告によれば，汽船の事務（コントール）は，積み荷，つみおろしに対し，1,000プードあたり6ルーブリ90カペイク支払った。しかし，あいだに請負人が入っていたために，労働者には4ルーブリ50カペイクしかわたらなかったとある[112]。すなわち，請負人は2ルーブリ40カペイク天引きしたわけである。請負人がこのような形で剰余価値の分け前をとることはとくに上述のごとき部門に特徴的であって，工場工業ではより早くから消滅の過程に入るものではあるとはいえ，アルテリを通じての雇傭は長く保存されていたのであるから，決して無視するわけに行かない。請負人の利得が大きいことは，第一に労働者の相対賃金を低めるものが請負人の利得でもあったことをいみし，第二に，ロシヤ労働者のつくり出した剰余価値を支配するものが決して資本家のみではなかったことをいみする。請負人の労務供給業は決して近代的な資本の存在形態とは考えられない。

相対賃金はどのように変動したか。第50表は若干その点に触れている。いま少し長期的なデータとして，ネストレンコの算出した総生産額に対する賃金の比率，すなわち，生産物価値に対する賃金の比率がある。それによると，1897年，賃金は生産物価値の16.1%を占めた。1900年，比率は16.0%となり，1908年には15.7%，1913年には，14.2%と減少している[113]。

国民所得の分配に関する研究から，相対賃金の状態を調べよう。エム・ヴェ・コルガノフは，エス・エヌ・プロコポヴイッチが1918年に発表した研究をもとに，必要な種々の調整を加えて，1913年におけるロシヤの国民所得の

第51表　1913年ロシヤにおける国民所得（百万ルーブリ）

	勤労所得		非勤労所得		計
	A小生産者	B労働者	C地主・資本家	国庫	
農業	2,815.1 (50.0)	251.5 (4.5)	2,563.6 (45.5)	—	5,630.2 (100)
林業	65.8 (10.4)	224.7 (35.5)	169.1 (26.8)	172.5 (27.3)	632.1 (100)
漁業	—	63.7 (65.1)	34.2 (34.9)	—	97.9 (100)
手工業	458.8 (75.0)	—	152.9 (25.0)	—	611.7 (100)
クスターリ	217.4 (75.0)	—	72.5 (25.0)	—	289.9 (100)
工場工業	—	438.0 (43.6)	565.4 (56.4)	—	1,003.4 (100)
消費税を課せられる工業	—	32.4 (25.0)	97.3 (75.0)	—	129.7 (100)
鉱山業	—	327.2 (61.5)	204.8 (38.5)	—	532.0 (100)
建設業	—	178.0 (43.6)	230.2 (56.4)	—	408.2 (100)
鉄道業	—	233.8 (38.5)	114.2 (18.8)	259.0 (42.7)	607.0 (100)
河川輸送業	—	37.3 (41.1)	53.5 (58.9)	—	90.8 (100)
海上輸送業	—	44.9 (41.1)	64.4 (58.9)	—	109.3 (100)
馬車輸送業	133.1 (75.0)	—	44.4 (25.0)	—	177.5 (100)
郵便・電信業	—	25.3 (36.0)	—	45.0 (64.0)	70.3 (100)
商業	—	461.0 (47.0)	520.0 (53.0)	—	981.0 (100)
総計	3,690.2 (32.5)	2,317.8 (20.4)	4,886.5 (43.0)	476.5 (4.1)	11,371.0 (100)
	6,008.0 (53.0)		5,363.0 (47.0)		

Cにはクラークもふくまれる。

エム・ヴェ・コルガノフ，「国民所得」1959より算出，作成。

構造を示す数字を算定している。第51表は，コルガノフの数字をもとにして作成された。この表では，手工業，クスターリ，馬車輸送業はすべて小商品

生産者として一括され，賃労働を雇う部分をわけてはいない。国庫とあるのは，国営企業からの収入であって，第一次分配のみである。一方商業のように第二次分配の結果が与えられている部分もあるが，原則としてふれられていない。種々制約はあるが，国民所得分配の階級的性格を考える一助にはなるものである。工場工業から商業までをみると，相対賃金は各部門でかなりの相違がある。部門による相違のあったことはよみとってよいにしても，その厳密な差の程度いかんは，この表程度の精度のものにのぞむことはできない。よみとるべきことは，全体として，勤労所得と非勤労所得が53.0％と47.0％の割合をそれぞれ占めていること，勤労所得の中味は小生産者の取分と労働者の取分とにわかれ，労働者の取分の方が若干少いこと，非勤労所得のうち地主の取分か資本家の取分に対して若干多いこと，総じて，農民と労働者と地主と資本家とが，大雑把に国民所得を四等分していることなどである。国民所得の年々の増大とともにプロレタリアートがつくり出し，資本家と分割する部分の割合が次第に大きくなっていっただろうことは容易に想像されるが，まだまだ地主たちの力は大きい。

第52表は，ア・エリ・ヴァインシュタインの算定した，1914年１月１日現在のロシヤにおける国富の配分状態である。耕地，馬，農具などを有する農村勤労住民は，かろうじて国富の18～20％を支配している。とはいえ，国民所得の分配におけるわけ前の比率からみると一段とひくい。労働者，手工業者を含む都市勤労住民にいたると，その国富に対するわけ前はまったくネグリジブルである。労働者が所有し支配する国富部分が，増加する傾向にあったとはいえないことを示す，部分的データを示そう。モスクワの金属労働者について1902/03年から1913/14年にかけて調査したところによると，工場の消費組合の出資者である労働者の割合は48％から43％に減り，その払込金は平均49ルーブリから44ルーブリにさがった。貯金をもっている労働者の割合は４％から3.7％にさがり，平均貯金額は74ルーブリから64ルーブリにさがった。財産を火災保険にかけている労働者は12.8％から4.3％にへったが，平均保険額は232ルーブリから254ルーブリへと若干上昇した[114]。

第 52 表 ロシヤ国富の社会経済的配分，（フインランドをのぞく旧帝国領，1914．1．1．百万金ルーブリ）

	全国富	うち帰属別			
		国家社会的部門	私的，資本主義的部門	勤労住民	
				農村	都市
農林業	23,855	1,071	12,952	9,832	—
鉱工業	6,165	902	5,227	—	36
その他の部門	23,238	10,394	12,604	—	240
硬貨及び貴金属	2,175	1,598	454	90	33
小計	55,433	13,965	31,237	9,922	309
	(100.0)	(25.2)	(56.3)	(17.9)	(0.6)
対外借款残高	−7,377	−4,417	−2,960	—	—
計	48,056	9,548	28,277	9,922	309
	(100.0)	(19.9)	(58.8)	(20.6)	(0.6)

ア・エリ・ヴァインシュタイン，「ロシヤ国富の統計的研究の諸方法」，「統計学紀要」，第3巻より。

1) Я. И. Лившин : Монополии в экономике России. 1961. Москва. стр. 396.
2) С. Я. Боровой : Положение рабочего класса Одессы в XIX и начале XX в. Из истории рабочего класса и революционного движения. 1958. Москва. стр. 309–310.
3) М. К. Рожкова : Очерки экономической истории России в первой половине XIX в. Москва. стр. 234–235.
4) История Москвы. Том 4. Москва. стр. 397.
5) Очерки истории Ленинграда. Том второй. 1957. Москва. стр. 197.
6) Там же. стр. 192.
7) Там же. стр. 202.
8) Там же. стр. 203.
9) Там же. стр. 203–206.
10) А. А. Нестренко : Очерки истории промышленности и положения пролетариата Украины в конце XIX и начале XX в. 1954. Москва. стр. 175.
11) Там же. стр. 225–256.
12) А. Л. Цукерник : Синдикат "Продамет". 1959. Москва. стр. 269–270.
13) Очерки истории Ленинграда. стр. 193.
14) Там же. стр. 185.
15) М. К. Рожкова : указ. соч. стр. 228.
16) М. И. Гильберт : Движение заработков рабочих в конце XIX в. Из

истории рабочиго класса и революционного движения.
17) М. И. Гильберт : указ. соч. стр. 331.
18) История Москвы : стр. 393. 397.
19) Ф. Е. Лось : Формирование рабочего класса на Украине и его революционная борьба. 1955. Киев. стр. 171.
20) Там же. стр. 173.
21) Там же. стр. 169.
22) エリ・マルトフ，「ロシヤにおける大工業の発展と労働運動」，メンデリソン，「恐慌の理論と歴史」，日本訳，第4分冊 253-254.頁
23) М. И. Гильберт : указ. соч. стр. 326.
24) Ленин : пол. соч. изд. 4. Том 18. стр. 234.
25) Там же. стр. 322.
26) 拙稿，「資本主義ロシヤにおけるストライキの消長と労働者の要求」，「北大経済学」第3号，第5表.
27) Г. А. Трукан : Положение рабочего класса России накануне Октября 1917 года. Сборник статей по истории рабочего класса и советской историографии. 1958. Москва. стр. 6.
28) А. А. Нестренко : указ. соч. стр. 286.
29) Г. А. Трукан : указ. соч. стр. 8.
30) Там же. стр. 6.
31) А. А. Нестренко : указ. соч. стр. 284.
32) Там же. стр. 294.
33) Г. А. Трукан : указ. соч. стр. 7.
34) Там же. стр. 7.
35) Там же. стр. 8.
36) 細野孝一，「インフレーションの研究」，142頁.
37) Г. А. Трукан : указ. соч. стр. 27.
38) Там же. стр. 28.
39) Р. Е. Рутман : Из истории рабочего движения на горнозаводском *Урале перед отменой крепостного права. Из истории рабочего класса* и ревлюционного движения. стр. 221.
40) Очерки истории Ленинграда : стр. 192.
41) Ленин : пол. соч. изд. 4. Том 19. стр. 323.
42) Очерки истории Ленинграда : стр. 192.
43) А. Л. Цукерник : указ. соч. стр. 263.
44) К. А. Пажитнов : Очерки истории текстильной промышленности дореволюционной России. 1958. Москва. стр. 264.
45) А. А. Нестренко : указ. соч. стр. 170.
46) Ленин : пол. соч. изд. 4. Том 3 стр. 250.
47) А. А. Нестренко : указ. соч. стр. 80.
48) Там же. стр. 80.
49) А. Г. Рашин : Формирование рабочего класса России. 1958 Москва. стр. 125-126.
50) А. Г. Рашин : Движение заработков русских железнодорожных рабочих и служавщих 1884-1913. 1957

51) С. Я. Боровой : указ. соч. стр. 318.
52) Там же. стр. 318.
53) Ленин : пол. соч. Том 3 стр. 463.
54) Там же. стр. 462.
55) Там же. стр. 481.
56) Там же. стр. 357.
57) Там же. стр. 388.
58) Там же. стр. 392.
59) С. Я. Боровой : указ. соч. стр. 317–318.
60) М. И. Гильберт : указ. соч. стр. 326.
61) Рабочее движение в Петрограде в 1912–1917 гг. документы и материалы. 1958. Ленинград. доку. No. 55. 「北大経済学」, 第3号, 131–132頁.
62) Очерки истории Ленинграда : стр. 194.
63) С. Я. Боровой : указ. соч. стр. 317.
64) История Москвы : стр. 393.
65) А. Г. Рашин : Формирование. стр. 607.
66) В. Ф. Борзунов : Рабочие сибирской железнодорожной магистрали в 1891–1904. жул. История СССР. 1959. 4.
67) Ф. Е. Лось : указ. соч. стр. 166 и 328. А. А. Нестренко : указ. соч. стр. 172и 204. 両者に一致しないところもあるので, 一応 Лось の数字を基準とした.
68) Ленин : пол. соч. изд. 4 Том 3 стр. 426.
69) А. Г. Рашин : Движение заработков. Таб. No. 9.
70) Ленин : пол. соч. изд. 4Том 3 стр. 510.
71) Положение рабочих Урала во второй половине XIX–начале XX века. сборник документов. 1960 Москва. стр. 393. доку. No. 208.
72) М. И. Гильберн : указ. соч. стр. 322.
73) История москвы : стр. 392.
74) Ленин : пол. соч. Том 19. стр. 325.
75) Очерки истории Ленинграда : стр. 196.
76) А. Л. Цукерник : указ. соч. стр. 270.
77) Г. А. Трукан : указ. соч. стр. 13.
78) Рабочее движение на ярцевской фабрике в 1880–1917 гг. сборник документов и материалов. 1956 Смоленск. стр. 33.
79) История Москвы : стр. 395–396.
80) А. А. Нестренко : указ. соч. стр. 83.
81) Ленин : пол. соч. том 2. стр. 34–35.
82) А. А. Нестренко : указ. соч. стр. 86.
83) Ленин : пол. соч. том 2. стр. 46–49.
84) 「北大経済学」第3号, の拙稿参照.
85) А. Л. Цукерник : указ. соч. стр. 262.
86) Я. И. Лившин : указ. соч. стр. 439.
87) Там же. стр. 439.
88) Там же. стр. 439.
89) Положение рабочих Урала во второй половине XXI–начале XX века :

стр. 474.
90) Там же. стр. 480.
91) Яарцевская фабрика の例をみよ.
92) История Москвы : стр. 393.
93) А. А. Нестренко : указ. соч. стр. 79.
94) М. И. Гильберт : указ. соч. стр. 240.
95) Я. И. Лившин : указ. соч. стр. 405.
96) Рабочее движение в Петрограде в 1912–1917. стр. 519. доку. No. 347.
97) смотр. Там же доку. No. 333 и No. 249.
98) Я. И. Лившин : указ. соч. стр.
99) А. Л. Цукерник : указ. соч. стр. 254–255.
100) Я. И. Лившин : указ. соч. стр. 404–405.
101) Рабочее движение в Петрограде в 1912–1917. доку. No. 95.
102) Г. А. Трукан : указ. соч. стр. 7. и Рабочее движение в Петрограде в 1912–1917. стр. 625.
103) Там же. доку. No. 186.
104) Там же. доку. No. 247.
105) Там же. доку. No. 159.
106) Там же. доку. No. 217.
107) Ленин : пол. соч. изд 4. Том 18 стр. 232.
108) М. И. Гильберт : указ. соч. стр. 329–330.
109) А. А. Нестренко : указ. соч. стр. 170.
110) Там же. стр. 251.
111) С. Я. Боровой : указ. соч. стр. 310.
112) Там же. стр. 318.
113) А. А. Нестренко : указ. соч. стр. 253.
114) М. И. Гильберт : указ. соч. стр. 332.